

会議録

平成 27 年第 2 回更別村議会定例会

- 1 開催年月日 平成 27 年 6 月 9 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 6 月 9 日 10 時 00 分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8 名)

議 長 松橋昌和

副議長 本多芳宏

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 安村 敏博 | 2 太田 綱基 | 3 高木 修一 |
| 4 織田 忠司 | 5 上田 幸彦 | 6 村瀬 泰伸 |

- 6 地方自治法第 121 条の規定による説明員

村 長 西山 猛	副 村 長 森 稔宏
教 育 長 荻原 正	代 表 監 査 委 員 笠原幸宏
農 業 委 員 会 長 織田忠司	会 計 管 理 者 金曾隆雄
総 務 課 長 吉本正美	企 画 政 策 課 長 高橋祐二
産 業 課 長 本内秀明	住 民 生 活 課 長 宮永博和
建 設 水 道 課 長 佐藤成芳	保 健 福 祉 課 長 安部昭彦
診 療 所 事 務 長 佐藤敬貴	教 育 次 長 新関 保
農業委員会事務局長 小林浩二	

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜

- 8 議事日程

日程第 1	会議録署名議員指名の件
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	一般行政報告
日程第 6	平成27年度村政執行方針、平成27年度教育行政執行方針
日程第 7	報告第 1 号 平成26年度一般会計繰越明許費の件
日程第 8	議案第34号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
日程第 9	議案第35号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
日程第10	議案第36号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件

日程第11	議案第37号	更別村固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
日程第12	議案第38号	夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	議案第39号	更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定の件
日程第14	議案第40号	更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例を廃止する条例制定の件
日程第15	議案第41号	更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	議案第42号	更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	議案第43号	更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第18	議案第44号	更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
日程第19	議案第45号	若葉団地公営住宅建替工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件
日程第20	議案第46号	平成27年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
日程第21	議案第47号	平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
日程第22	意見書案第5号	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件
日程第23	意見書案第6号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成28年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件
日程第24	意見書案第7号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件
日程第25	意見書案第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書の件

9 会議録署名議員の指定

議長は会議録署名の指定に次の2名を指名した。

3 高木 修一 4 織田 忠司

議 事 の 経 過

議 長	ただいまの出席議員は、8名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回更別村議会定例会を開会いたします。(10時00分) 村長より招集の挨拶があります。 西山村長
村 長	本日ここに、平成27年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本年は積雪が多く雪解けが心配されましたが、気温の上昇や好天にも恵まれて順調に農作業も進み、直近の作況状況も強風や霜の影響を受けたものの、例年を上回る生育で推移しているとの報告がなされ、豊穡の秋が期待されるところです。 国政では、大詰めを迎えたTPP交渉も、国民への情報提供が充分になされず、合意に向けた日米や各国の協議などの一連の動きは加速され、より一層の懸念が広がっています。基幹産業である農業と地域経済を破壊するTPPに断固反対し、国会決議の順守を強く求め、関係機関と連携して本村の農業を守り、発展させるため全力を尽くす所存であります。また、消費税率8%アップから1年が経過し、この間の電気料金の値上げと相まって輸入資材や飼料等の値上がりなど、アベノミクスによる景気の上向きや緩和がマスコミで報道される中、地方にはその効果が届いていないのが実感であります。一方で、少子高齢化、人口減少という大きな課題が提起される中、地方創生や総合戦略策定に向けた取り組みが強く求められています。このような厳しい環境の下、村づくり三原則である、住みたい村・住み続けたい村、働ける村、訪れる村を基本理念に、行政と住民が情報と意識の共有化を図り、地方自治の原点に立ち返りながら、一人ひとりが輝く村づくりにまい進していきたいと考えておりますので、議員各位の皆様方のご指導とご協力を切にお願いするものです。本定例会は、村政並びに教育行政の執行方針を申し上げ、関連する政策予算の補正をはじめ、提出案件につきましてご審議をお願いするものです。よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、1番安村さん、2番太田さんを指名いたします。
議 長	日程第2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託をいたしました本定例

		会の議事、運営等に関し協議決定した内容について報告を求めます。
		高木議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
		先に、第2回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ6月2日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から6月16日までの8日間と認められました。以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長		委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。
議長		日程第3、会期決定の件を議題といたします。
		おはかりいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの8日間といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		はい、異議なしと認めます。
		したがって、会期は8日間と決定をいたしました。
議長		日程第4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷をしてお手元に配布しておきましたから、ご了承をお願いします。
議長		日程第5、一般行政報告を行います。
		一般行政報告は文書で配布されております。
		なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
		西山村長
村長		それでは口頭により、補足をさせていただきます。1番目の農作物生育状況についてでございます。別紙1のとおり、6月1日現在の調査をお示ししてございます。直播が増えたということで、てんさいの欄が昨年に引き続き2段での調査報告となっております。調査日以降に強風と霜による被害も若干報告されていますが、おおむねどの作物も天候に恵まれ、順調に生育をしているところでございます。次に2番目の村営牧場の入牧状況ですが、今年度は237頭となっております。昨年より161頭の減となり、2年連続の減少となっております。主な理由として、経営転換や離農による利用戸数の減少によるものでありますが、本村といたしましてもこの事態を重く受け止め、今後の畜産振興に向けて、村営牧場のあり方など、畜産クラスター協議会において協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。3番目の更別村情報公開条例の運用状況につきましては、お目通しをお願いするものです。以上、報告といたします。

議	長	これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行ないます。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第6、村政執行方針並びに教育行政執行方針についての説明の申出がありました。 これを許します。 西山村長
村	長	村政執行方針についてご説明申し上げます。このたび、4月26日執行の更別村長選挙におきまして、私が村民の皆様からご信任をいただき、村政運営の重責を担うこととなりました。本日ここに、子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村を信条に、村長としての所信を申し述べる機会をいただき、改めて身の引き締まる思いでございます。これからの村政執行の基本的な方針と施策について述べさせていただきます、村議会議員並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。 さて、国内の景気については、消費税率引き上げの影響が一巡しつつある中、家計や企業のマインド・景況感の持ち直しや所得雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調が持続されており、当面の見通しとしても堅調な企業収益など良好な投資環境などを背景に、景気は推移していく見込みとされております。しかしながら、このような回復基調は都市部では見られるものの、地方では未だ実感が少ないのが現状でもあります。また2008年に始まった人口減少が今後加速度的に進むことが見込まれ、消費・経済力の低下が、日本の経済社会に対して大きな重荷となることから、国は人口減少克服と地方創生を合わせて行う、まち・ひと・しごと創生に取り組み、地方においても地域特性に応じた地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定・実施が求められています。この策定にあたっては、産官学金労言の参画はもとより、女性、若者、高齢者など住民の皆様の協力・参画が必要とされており、皆様のご支援・ご協力により更別村の地域特性に合った計画策定に努めてまいります。これから村政を執り進めていくわけですが、本年度の当初予算は、選挙の年でありましたので、継続事業等執行上やむを得ないとされる事業等を計上した骨格予算として編成されており、今後、執行方針に基づく事業を遂行するため、本議会において補正予算を提出させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 私は村づくりの理念として、地方自治の原則である、自らの地域の

未来を、自らの創意・工夫で切り開き、自らが決定し、責任をもって実行していくことが必要だと考え、そのためには村民の豊かな創造性と社会経験が村づくりに充分生かされるよう、行政と住民がそれぞれの役割と責任を果たし、ともに考え、ともに村づくりを進めることであると考えております。村づくり三原則として示す、住みたい村・住み続けたい村、働ける村、訪れたい村を推し進め、第5期更別村総合計画に掲げる、いつまでも住み続けたいまち、豊かさ、安心、笑顔あふれる夢大地の実現に向けて、全力で取り組む所存でございます。なお、各種施策の推進につきましては、基本計画で示している基本目標別施策に基づき、私が掲げた公約も含みながら申し述べさせていただきます。

1. にぎわいと元気を生み出すまちづくり。総合計画基本計画の第1章に示す基本目標、にぎわいと元気を生み出すまちづくりに向けて、次の施策を推進します。市街地の整備関連では、にぎわいと活気に満ちた市街地づくりを目指した、更別村市街地活性化実施計画を基に、花いっぱい活動などの継続と、昨年度完成の大型遊具を設置した農村公園の集客や、本年度より着工の交流拠点施設の整備により市街地の交流人口を増やすとともに、さらなる市街地の活性化を、関係機関・団体などのご協力を得ながら進めてまいります。また、上更別地区の活性化として、地区振興策の検討内容を踏まえ、協働店舗を核に行われる事業への支援を推進してまいります。さらに、市街地の交通網の充実を図るため、道路改良舗装及び舗装強化並びに歩道の改修を進めてまいります。住宅・宅地供給の関連では、住宅定住化対策として多様なニーズに応えるため、引き続きコムニ団地と民間分譲のオークヴィレッジとの連携を進め、空き地空き家バンクの積極的活用により、定住化の促進に努めてまいります。また、持ち家住宅建設の促進と市街地空洞化対策として、住宅建設への支援を継続するとともに、バリアフリーに対するリフォーム等への支援を検討してまいります。賃貸住宅については、老朽化した若葉団地公営住宅の計画的な改築と、更別村公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改修を推進するとともに、賃貸住宅建設促進事業により民間賃貸住宅の整備を支援してまいります。上水道の安定供給関連では、安全な水の安定供給と上水道施設の保全を図るため、維持管理の適正化に努めてまいります。排水処理対策関連では、衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、公共下水道及び集落排水施設の適正管理と安全運営に努めてまいります。また、農村部の快適な環境づくりとして、個別排水処理施設の整備を住宅建設補助と併せて推進してまいります。余暇空間の創造関連では、どんぐり公園では、指定管理者による、きめ細やかな利用環境を整え、村内外の利用向上とパークゴルフを通じた村民の健康増進を図るとともに、すももの里まつりや、すももを活用した特産品づくりを進め、

すももの里が本村のランドマークとなるようPRに努めてまいります。道路網の整備関連では、212路線に及ぶ村道につきまして、住民生活や産業振興の基盤でありますので、さらに計画的な整備と適切な管理に努めてまいります。橋りょうにつきましては、安全を念頭に計画的な改修を進めてまいります。国道と道道につきましては、交通安全対策として、国道更別橋の拡張や道道更南更別停車場線の危険交差点の早期改良等を引き続き関係機関に強く求めてまいります。安定した農林水産業を育てる関連では、本村の基幹産業である農業は、経費の高騰など、依然として厳しい経営環境にあり、情報開示の少ないTPP交渉は行方も見えない状況にあります。このようなことから、農業者はもとより関係機関との連携を強化し、第5期更別村農業振興計画に基づく各種の対策を推進し、快適で魅力ある農村づくりの実現を目指してまいります。収益性の高い農業の育成関連では、農村の環境整備として、平成27年度から多面的機能支払交付金事業に取り組む、更別南地域未来づくり協議会が新たに立ち上がり、全村をカバーできることから、各団体の積極的な活動に期待し、農村環境の改善を促進するとともに、環境保全型農業直接支援対策を活用し、減農薬等による安全な農業づくりを推進してまいります。農業基盤整備については、農業用水の安定供給と施設の維持経費の軽減を図るため、国営施設応急対策事業の平成28年度採択を目指し、事業を要望してまいります。また今年度で終了する更南地区及び勢雄地区道営畑地帯総合整備事業に関する次期道営事業についても採択に向け準備を進めてまいります。また、堆肥投入助成の土づくり推進事業や、良質な自給飼料の確保対策として、自力草地更新事業を継続実施してまいります。特に、近年減少が著しい酪農家対策として、畜産クラスター計画に示された酪農畜産振興対策事業を確実に推進するとともに、村営牧場につきましても、土壌分析、草地分析を実施し、適切な草地管理に努め、経年劣化の激しい草地に関しましては年次的に草地更新を実施し、酪農経営の支援に努めてまいります。更別村農業経営、生産対策推進会議においては、農業情勢の的確な把握と対策の迅速性を図るとともに、今後の更別農業のあり方について検討を進めてまいります。また農作業の安全対策も徹底してまいります。担い手の育成につきましては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、青年就農給付金の取扱い、民間のイベントを積極的に活用した農業者のパートナー対策など、担い手の育成、確保に努めるとともに、農業の法人化を奨励してまいります。有害鳥獣による農作物被害の対策として、関係機関で構成する鳥獣害防止対策協議会において、捕獲従事者育成助成や捕獲機材の整備充実を図るとともに、道営事業によるシカ侵入防止柵の要望など、効果的な対策を講じ、農作物等の被害防止に努めてまいります。農畜産物の付加価値の向上として、JAさらべつ

を始め、食品製造業者並びに更別農業高校等と連携し、更別製品の安全・安心を広くPRするとともに、既存の農畜産物を対象とした加工品の研究開発などにより、地産地消を推進し、学校給食での利用はもとより、更別の農産物を販売する機会の拡大などに取り組んでまいります。また民間活力による特産品開発を推進するため、試験・研究や販路開拓、起業に向けた取り組みに対する助成制度を昨年より実施しておりますが、さらに推進してまいります。林業の育成関連では、森林の多面的な機能を発揮させるために、災害に強い樹種を選定し、保安林の計画的更新を進め、治山事業を活用した災害に強い防風保安林の整備を進めてまいります。民有林につきましては、伐採跡地への再造林の促進と雪害による森林被害の復旧に関し、未来につなぐ森づくり推進事業などにより支援を行い、森林の保全に努めてまいります。また、第三者にも評価される適切な森林の整備・管理を行う森林認証の取得についても取り組んでまいります。商工業、サービス業振興の関連では、交通網の整備等による生活圏の拡大、消費者ニーズの多様化、近隣への大型店の進出、さらには消費税の増税や度重なる電気料金の値上げ等、商工業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。このため、消費者の購買意欲を喚起し、地元購買を推進するプレミアム付商品券発行事業を実施するとともに、中小企業近代化資金特別融資制度による利子補給事業を継続して実施してまいります。また今年で50回目を数えるどんぐり村の盆おどりについて、記念事業への助成を行ってまいります。観光関連産業育成関連では、村内にはパークゴルフ場を始め、オートキャンプ場など自然の中で楽しめる観光の場があり、またイベントについても国際トラクターBAMBA、さらべつ大収穫祭、全日本ママチャリ耐久レース等、本村ならではのイベントが関係機関、団体と連携し、開催されております。またすももの里や昨年オープンした農村公園大型遊具などが新たな交流の場として注目されつつあります。このような新たな人の流れを持続させるよう、商店街はもとより道の駅などと連携を図り、特産品のPRなど情報発信に努め、本村の知名度向上に繋げてまいります。新たな産業の創造と雇用の確保関連では、就職環境は都市部では新卒者を中心に改善の兆しを見せておりますが、地方では未だ厳しいものとなっております。このため、更別村地元雇用促進事業の要件を緩和し、継続して実施することとし、村内企業や農業者への雇用支援を行ってまいります。主な事業として、市街地活性化対策事業（交流拠点施設整備工事費補助、外構工事、市街地案内看板設置工事）、公営住宅建設事業（若葉団地建替、曙団地基本設計）、公営住宅改修事業（屋根、外壁）、賃貸住宅建設促進事業、住宅建設補助事業、特定環境保全公共下水道事業（下水認可計画変更策定）、個別排水処理施設整備事業、市街地歩道改修事業（更別仲通り、更別東2条線）、道路改良舗装事業（東栄協和線、勢雄

17号甲)、市街地道路改良舗装事業(本町5丁目線)、舗装強化事業(南1線、南2線乙、更別西3条線、広域縦断線)、橋りょう改修事業(補修工事)、多面的機能支払交付金事業(農地維持、資源向上)、環境保全型農業直接支援対策事業、国営かんがい排水事業札内川第二(二期)地区(繰上償還)、道営畑地帯総合整備事業(担い手支援型)(更南地区、勢雄地区)、土づくり推進対策事業(堆肥投入)、農業関係資金利子助成事業、酪農畜産振興対策事業、自給飼料増産推進事業(草地更新)、森林環境保全整備事業(特殊地拵、植栽、下刈、除間伐、殺そ剤散布、枝打)、未来につなぐ森づくり推進事業(私有林植栽)、商工振興事業(商工会運営助成)、どんぐり村の盆おどり実行委員会助成金、商工業活性化事業(プレミアム付商品券発行事業)、商工業関係利子補給事業、企業振興促進事業、産業振興施設整備等資金借入利子補給事業(農業、商業施設)、ふるさと創生基金事業(ふるさとづくり、商店街活性化、特産品チャレンジ、地域づくり)、観光・物産総合振興事業、地域おこし協力隊事業、地元雇用促進事業、以上を推進します。

2. 生活の安心を高めるまちづくり。総合計画の基本計画第2章に示す基本目標、生活の安心を高めるまちづくりに向けて、次の施策を推進します。健康への意識高揚関連では、医療費の増大につながる生活習慣病の予防に着目した特定健診・特定保健指導は、第2期実施計画の3年目となりますが、特定健診と併せて若い世代から広く各種健診の受診勧奨を行い、生活習慣病や疾病の早期発見、介護予防を推進し、心身ともに健やかに暮らせる村民の健康づくりと医療費の抑制に努めてまいります。また、平成25年度策定の第2次どんどん元気さらべつの10箇年計画に沿って健康づくりの意識を高めるよう各種保健事業や体力増進を進めてまいります。地域医療確保の関連では、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療提携により、医師4名及び理学療法士1名の派遣を受け、診療所運営を行っております。幅広い初期診療に対応する家庭医療学は地域医療の原点と考えており、今後も医療提携の継続と、家庭医療学の普及発展に必要な支援を行ってまいります。住みたい、住み続けたい村の実現には、安定した医療の確保が欠かせないことから、引き続き医療サービスの充実に努め、より住民に信頼される診療所運営を目指すとともに、地域医療の確保に努めてまいります。地域福祉活動の推進関連では、安心して暮らせるまちづくりの実現には、本村の地域課題を全村民で共有し、支えあい助け合って解決していかなければなりません。今後も総合的な視点から、地域福祉を一層推進するとともに、社会福祉協議会や民間福祉法人との連携を深め、地域福祉を担う人材の育成等に取り組んでまいります。高齢者福祉の推進関連では、村の管理する高齢者福祉施設と民間社会福祉法人が運営する介護保険サービス事業との連携により、高齢者福祉事業を展開しておりますが、今後も福祉関係機関と連携し、高齢に

なっても安心して住み続けられる村づくりを推進してまいります。また、高齢化社会に対応した介護予防の取り組み、医療と介護の連携、認知症対策、生活支援の充実などについても検討し、さらなる福祉の充実を図ってまいります。障がい者（児）関連では、健康相談や乳幼児健診において障がいの早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談や各種支援制度の情報提供に努めてまいります。また障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）並びに第3期障がい者福祉計画に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むための相談支援の充実、日中活動や移動支援等の地域生活支援事業の取り組みを進めるとともに、住み慣れた地域で暮らしていけるための雇用と生きがいの場の創出について、関係機関と検討を進めてまいります。地域生活の確保関連では、本村における国民健康保険の一人あたりの医療（諸）費は、全道でも低い地域にランクされておりますが、保険給付費、後期高齢者の医療費、介護費は年々増加している状況にあります。引き続き、各健診事業の受診率の向上を目指し、早期発見、早期治療を基本とし、医療費、介護費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。災害への備えの強化関連では、自然災害が比較的少ない本村ではありますが、過去の震災を教訓に、民間住宅の耐震診断と耐震改修工事の補助を継続してまいります。また平成23年の東日本大震災における死者数のうち、高齢者や障がい者が6割を超える実態から、一昨年災害対策基本法が改正され、平常時から緊急連絡体制及び避難誘導體制等の防災体制の強化を図ることを自治体に求めています。このことから、今年1月に更別村地域防災計画の修正を行い、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援体制を整備できることとしており、対象者の同意のもと、具体的な避難行動や安否確認方法などの個別計画を作成してまいります。消防・救急体制整備の関連では、住民生活の安心と安全をより高めるため、消防の広域化を推進し、それに対応した高機能指令センターの整備と、消防救急デジタル無線整備を進めてまいります。また、広域化に伴い、消防団事務は更別村にその事務を移管することとなりますが、広域化後も消防団と常備の連携確保、情報の交換及び共有・制度研究など、継続的に検討し、さらなる発展に努めてまいります。交通事故、犯罪のない社会づくり関連では、交通事故防止には、一人ひとりの安全意識の高揚が一番大切であると考え、第9次更別村交通安全計画（平成23年度から平成27年度）に基づき、交通事故を防ぐため子どもたちや高齢者の交通安全教室の開催など各種安全対策や安全意識を高める啓発活動を推進してまいります。さらに、生活安全推進協議会と連携し、村民を事件、事故から守るための事業に努めてまいります。ごみ収集・処理関連では、環境美化推進協議会と連携し、本村の景観保全に努めるとともに、ゴミのポイ捨てが横行しないよう、またペットの管理が適正に行われる

よう、更別村ごみの散乱等の防止に関する条例に基づき、必要な施策を行い、清潔で美しい村作りの実現に向けて取り組んでまいります。地球環境への配慮関連では、地球環境に配慮し、クリーンな村作りを進めるため、第3期更別村地球温暖化対策実行計画（平成23年度から平成27年度）さらには更別村地域新エネルギービジョンに基づき、省エネ対策の推進、住宅用・事業所用の太陽光発電システムの導入支援を継続して行い、また昨年度に引き続き環境負荷の低減や節電対策として、街路灯照明のLED化を継続して進めてまいります。なお、大規模太陽光発電施設の本年度完成に向け支援を行い、地域振興を図ってまいります。主な事業として、特定健康診査、特定保健指導事業、各種健診事業（がん健診、人間ドック他）、社会福祉活動事業補助、医療業務委託事業（医師等派遣）、高齢者在宅生活等支援事業（生活支援ハウス運営委託）、老人福祉施設等雇用対策事業、地域生活自立支援事業、介護保険地域支援事業（介護予防）、消防施設整備事業（消防救急デジタル無線整備、高機能指令センター整備費他）、太陽光発電システム導入補助事業、街路灯補修事業（照明灯LED化）、を推進します。

3. 笑顔に出会うまちづくり。総合計画の基本計画第3章に示す基本目標、笑顔に出会うまちづくりに向けて次の施策を推進します。

生涯学習社会の整備関連では、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展など社会の仕組みが大きく変わる中で、教育の分野においても時代の変化に速やかに対応していくことが重要課題となっており、教育委員会と一体となり、新たな学校教育の推進と特色ある学校づくりの充実に努めてまいります。生涯学習の分野では、誰もが生涯にわたって学び合い自己を高め、地域文化の振興、潤いとふれあいに満ちた人づくりを目指してまいります。また懸案でありました更別農業高等学校の校舎等の大規模改造事業が実施されておりますが、一層の高等教育の充実が図られるよう、備品整備等の要請活動を引き続き関係機関の協力を得て支援してまいります。なお、上更別幼稚園の改築に併せて、多様化する子育ての需要に対応するため、上更別地区における幼稚園、保育所、学童保育などの機能のあり方について、認定こども園を視野に、地域の皆様の意見を聞きながら基本計画に着手してまいります。子育て支援関連では、子どもは村の宝であり、明日の更別村を担う力であります。少子化や人口減少対策に総合的に取り組む、（仮称）子ども応援課の設置を進めるための係を設置し、組織の改編に向け準備を進めてまいります。また子育て支援策の充実や負担の軽減を図るため、幼稚園授業料・保育料・給食費の軽減について検討してまいります。昨年度に策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育及び保育や各種支援事業について、関係機関一丸となって推進するとともに、子育て応援宣言の村を目指してまいります。主な事業として、児童福祉施設活動事業（保育、学童保育、

延長保育、一時保育、子育て支援センター)、母子保健事業(乳幼児、母子、妊婦健診)、医療給付事業(重度障害、ひとり親家庭、児童、乳幼児)、上更別幼稚園園舎改修事業(建設基本設計)、更別農業高校教育振興事業(振興会助成、海外実習、生徒確保)、指導主事共同設置事業、外国語指導推進事業(外国語指導助手ALT)、出産祝金支給事業(出生時)、入学祝金支給事業(小学校・中学校入学時)を推進します。

4. 協働で感動するまちづくり。総合計画の基本計画第4章に示す基本目標、協働で感動するまちづくりに向けて、次の施策を推進します。住民活動の促進関連では、住民と行政が力を合わせてまちづくりを進める住民協働の花いっぱい運動等のさらなる推進に向けて取り組んでまいります。住民と行政の相互理解を深める関連では、住民と行政の間で、情報や意識を共有し、ともにまちづくりを進めることが必要であることから、わかりやすく親しまれる広報づくりや広く住民の意見を聞き取り、意見交換を行う行政区懇談会を実施するとともに、各機関、団体の現状、課題の情報を共有する村づくり懇談会の開催に努めてまいります。行政運営体制の確立関連では、行政改革並びに財政計画の視点に基づき、行政事務の効率化を図るため、常に事務事業の見直しを行うとともに、職員の政策立案能力の向上を図るため、より一層職員研修の充実を図るなど、人材育成に努めてまいります。また管内19市町村で構成する十勝定住自立圏では、関係市町村が連携して推進する具体的な取り組みを明らかにする共生ビジョンが5年目となることから、次期共生ビジョンの協議を始めるとともに、引き続き共生ビジョンに基づく広域事業に取り組んでまいります。財政の健全化関連では、村の財政は地方交付税等の収入に依存しています。昨年度は地域経済、雇用対策費の削減等により、前年度費約2億円の減収となり、国の政策が大きく影響します。昨年4月の消費税増税に伴う駆け込み需要からの反動、実質所得の減少など、昨年度前半は個人消費が落ち込みました。後半以降は緩やかに景気は回復基調にありますが、輸出産業が少ない地方には、その実感が薄い状況にあります。所得税、法人税、自動車関連税等、国の税収の増減は、税財源として地方に交付されるため、地方財政に大きな影響を与えますことから、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。主な事業として、協働活動交付金事業、戸籍電算化事業(システム改修)、社会保障、税番号制度整備事業を推進します。

以上、平成27年度の村政執行にあたり基本的な方針と主な施策について述べさせていただきました。新たな問題や継続する課題が山積する重要な時期であり、村においても的確な対応が求められるものではありますが、村政を預かるという重責を深く肝に銘じ、全ては村民のために、の気持ちを忘れずに、村づくり三原則の理念に基づき、第5期更別村総合計画に掲げる、いつまでも住み続けたいまち、の実現のため

め、住民一人ひとりが輝く村づくりに職員とともに全力でまい進する所存であります。村議会議員各位並びに村民の皆様のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

荻原教育長

教育行政の執行に対しましては、平素より村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。平成26年度の教育関係事業につきましては、順調に進めさせていただきました。小学校、中学校におきましては、平成25年度に引き続き文化、体育部門において、十勝管内、全道、全国の各種大会ですばらしい活躍がありました。また、更別農業高等学校は、農業クラブ全国大会において、連続42回の出場を続け、2名が入賞するなど輝かしい成績を残しております。さて、少子高齢化や高度情報化、グローバル化への対応など社会が急激に変化している中で、多様化する地域の様々な課題への対応が必要となっており、そのためには教育の重要性が改めて認識されています。また、本年4月には新たな教育委員会制度が始まり、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方公共団体の長との連携強化を図りながら、今日的な教育行政の課題に取り組んでいくことが求められています。このような社会情勢の中で、誰もが夢や希望に向かって挑戦し、心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持って、逞しく生きていける人材を育てることが教育に求められております。村づくりは、人づくりと地域の教育によって支えられ、活性化するものであります。知・徳・体の調和のとれた人間形成に取り組むことを目的に制定されました、更別村教育の日のスローガンを基として、学校、家庭、地域そして行政がともに連携を深め、それぞれの目標を実践、検証し、村民の皆さんが生きがいやゆとりを持ち、一人ひとりが輝き、将来にわたって生活できる、生涯学習社会の実現に向けて諸般の施策を進めてまいりたいと存じております。

はじめに、学校教育の充実についてであります。学校は、公教育を担う専門機関として、児童生徒が豊かな人間性と社会性を育み、健康でたくましい体をつくる場でありますので、それぞれの学校ならではの、特色ある学校づくり、特色ある教育を行うことが重要となります。第1点は、教育の内容や方法についてであります。児童生徒一人ひとりに、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成と、家庭や地域の協力を得た十勝・更別村らしい教育の充実を大きな柱として、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間を通して、学ぶ楽しさや充実感を味わうことができるよう、創意・工夫を生かした特色ある学校づくりを推進してまいります。学ぶ意義をよく理解し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する力の育成は、社会がどのように変化しても、必要不可欠なものであります。そのため、全国学力、学習状況調査等の結果を踏まえ、新たな課題や改

善点等について全校体制による分析を進め、学ぶ意欲の向上や学習習慣の定着に向けた学習指導の推進に努めてまいります。また、小中学校において、外国語指導助手による効果的な英語教育を実施するとともに、幼稚園からの外国語活動の促進と子どもたちの学習意欲の一層の喚起に努めてまいります。健康でたくましい体をつくるためには、体力向上と健康教育の充実が不可欠であり、そのため、全学年全種目による新体力テストの実施と経年比較の実施の実現に向けた取り組みを進めてまいります。児童生徒の指導等につきましては、いじめや不登校の問題などは依然として後を絶たない現状にありますが、本村においては、いじめ未然防止、早期発見、早期対応などいじめの根絶を目指し、行政、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題を克服するため、更別村いじめ防止基本方針を昨年12月に策定したところであります。教育上の特別な配慮が必要な児童に対して、小学校に特別支援教育支援員を配置し、教育的ニーズに応じた校内体制と指導方法の改善に継続して努めてまいります。健康管理については、学校保健安全法に基づく、学校薬剤師を今年度から配置し、学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言をいただいております。第2点は、教職員の研修活動等の推進についてであります。学校教育においては、指導する立場にある教職員の個々の実践的指導力の向上が求められておりますので、中札内村と共同で設置しております指導主事によります校内研修の充実を図るとともに、自己研鑽のため十勝教育研修センター等の各種研修事業や研究大会等への積極的な参加を支援し、教職員の資質の向上に努めてまいります。第3点は、幼児教育の推進についてであります。人間形成の基礎を培う幼児期は、遊びなど自然な生活の流れの中で直接的、具体的な体験を通して、生きていく力の基礎となる心情・意欲・態度等を育成していくことが重要です。幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育を推進し、家庭や地域との連携を深めて、義務教育へ円滑に移行できるよう保育内容の充実にも努めてまいりますとともに、延長保育や特別保育等の子育て支援方策を継続してまいります。満3歳到達後の学期始めの入園につきましても、今年度も継続してまいります。また、子ども・子育て関連法によります、新しい子ども・子育て支援制度を含む村の子ども・子育て支援体制について、村長部局や関係機関と連携の上、村における幼児教育、保育の望ましい方向を具体的に検討していくとともに、幼稚園授業料の軽減に取り組んでまいります。また、老朽化が著しい上更別幼稚園の改築については、認定こども園を視野に、上更別地域の活性化と子育て環境充実のために、地域の皆さんのご意見を聞きながらとり進めてまいります。第4点は、学校給食の推進についてであります。学校給食は、学校教育の一環として位置づけられており、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための正しい食習慣や

自己管理能力を身につける場となっています。食材は安全、安心に十分な注意を払って調達するとともに、栄養バランスや時代の変化による食べ残し、偏食にも配慮し、給食モニターや教職員の意見も参考として、献立を工夫したおいしい給食の提供に努めます。食に関する知識と健全な食生活を実践することができるよう、各学校と連携して、栄養教諭による食育指導の充実を図ってまいりますとともに、地産地消による新鮮で安全、安心な地元食材を利用したふるさと給食を行い、その経費の助成を継続いたします。また給食費につきましても、保護者負担軽減助成を継続して実施してまいります。第5点は、更別農業高等学校に対する支援についてであります。更別農業高等学校につきましては、冒頭申し上げました農業クラブ全国大会の輝かしい実績をはじめ、食料基地十勝の農業を支える担い手を育成し、地域に有為な人材を数多く輩出しております。本村との連携、協力の実績も大きく、南十勝の農業においても極めて重要な財産であり、継続して教育振興の支援を行います。さらに、少子化による中学校卒業生の数が減少していることから、生徒の通学環境を整備して、学校の魅力の増大を図ることで生徒数の確保を図ることを目的に、通学費用等の支援を拡大して行うこととしております。また、懸案でありました校舎等施設改修につきましては、平成26年度から2か年で大規模改造事業が実施されております。しかし地域産業を支える人材の育成と、高等教育の充実に対する要望はますます高まりつつあることから、今後もより一層の充実が図られるよう、備品整備などの要請活動を支援してまいります。第6点は、子どもの安全と子育て支援についてであります。安全教育につきましては、交通安全や防災のための指導、訓練を計画的に実施するとともに、不審者や登下校時の総合的な安全対策につきましても、教育委員会配置の防犯パトロール車の運行や、子ども110番の家の周知、さらにボランティアによるスクールガードなど、関係機関と連携の上、協力体制を強化してまいります。また子育て支援の一環として、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育てに要する保護者の経済的負担を軽減するための、小中学校入学祝金の贈呈を継続してまいります。平成27年度の学校教育関係の主な事業としては、指導主事共同設置事業、特別支援教育支援員の配置、上更別小学校改修事業として既存鉄棒撤去、新設、更別中央中学校改修事業として電灯用変圧器取替工事、床補修等、更別幼稚園改修事業として屋外木製遊具塗装修繕、上更別幼稚園改修事業として園舎建設基本設計、非構造部材点検委託として対象校として小学校、中学校、それから幼稚園、小学校、中学校を対象といたしました遊具点検委託、学校給食センター管理備品購入として器具殺菌庫等、ふるさと給食助成事業、更別農業高校教育振興事業として振興会助成、海外実習、生徒の確保、外国語指導推進事業として外国語指導助手A L Tの採用、小中学校入

学祝金支給事業でございます。

次に、生涯学習、社会教育の推進についてであります。これまでも生涯学習推進の観点から、村民の皆さんの自主的な活動を目指して社会教育事業を推進してまいりましたが、その成果として、関係団体の活発な活動や、文化やスポーツ活動において多くの実績が残されているとともに、活動のすそ野を広げております。今後も村民の皆さんが生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくことができる生涯学習社会の定着が求められており、これまで進められてきた社会教育事業をさらに推進してまいりますとともに、平成28年度以降の第8次更別村社会教育中期計画の策定に取り組みます。第1点は、生涯の各期における社会教育行政の充実と学習支援環境の整備についてであります。少年教育を取り巻く社会環境は年々複雑多様化しており、豊かな人間性を育むなど、子どもたちの心身を健全に育成することは社会全体で取り組まなければならない重要なことであります。関係団体との連絡を密にし、成長過程に応じた健全育成に努めてまいります。団体または個人が行う新たな事業の取り組みや地域活動に対して、こども夢基金事業として助成するとともに、基金の有効活用に努めてまいります。小学校4年生から6年生までを対象とした通学合宿を引き続き実施し、子どもの社会性創造と問題解決能力の育成に取り組んでまいります。宮城県東松島市と続けております、どんぐり子ども交流事業は、25年目を迎えます。本年度は、東松島市への訪問が予定されており、両市村の子ども交流を深めてまいります。成人教育については、関係団体による活発な活動が続けられておりますが、活力ある村づくりのためにも引き続き青年団体等の活動支援を行っていくとともに、高齢者のための末広学級を継続して開設する等、団体並びにサークル活動の育成支援に努めてまいります。また、村民の自主的な学習活動を支援するため、各種講座を開設するとともに、各種研修会の情報提供などに努め、学習環境の支援、充実を図り、多くの皆様が参加できるよう努めてまいります。第2点は、文化、スポーツ活動の振興であります。本村の文化活動は、各種のサークル活動のほか、郷土芸能活動も活発に行われております。今後も村民にとって潤いのある生活を推進するため、これらの各文化団体による活動の支援を続けてまいります。また、文化協会などの団体の各種活動や、総合文化祭並びに総合誌さらべつの発刊を支援する等、村民の文化的活動の発表の場を確保していくとともに、教育委員会事業であります、ときめき夢民塾での文化講座を開設することで、新たなサークル活動の誕生を促すなど、文化活動の育成助長を図ってまいります。図書室の運営につきましては、村民誰もが気軽に利用できる憩いの場としての役割を果たすよう、蔵書の適正な管理と利用者の利便性の向上に努めてまいります。北海道天然記念物ヤチカンバについて、引き続き関係機関と連携を図りなが

ら文化財保護に努めてまいります。スポーツ活動においても、各スポーツ協会の活動は活発で、行政区対抗など村内大会の主催も積極的に行われ、村民のスポーツ振興に大いに貢献しております。また、スポーツ少年団についても、保護者をはじめ学校や地域の深い理解のもとに、熱心な指導による活発な活動が行われ、子どもたちの心身の健全な発達に貢献しております。今後とも、各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。また、各施設につきましても、村民が気軽に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。平成 27 年度の社会教育関係の主な事業としては、上更別運動広場、農村公園に係ります遊具点検委託、こども夢基金事業助成、文化振興公演等助成、でございます。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

議 長 はい、これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

11 時 20 分まで休憩といたします。 (11 時 05 分)

議 長 はい、議事を再開をいたします (11 時 20 分)

日程第 7、報告第 1 号、平成 26 年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長

村 長 報告第 1 号、平成 26 年度一般会計繰越明許費の件でございます。地方自治法第 213 条の規定により、平成 26 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告するものです。次ページをご覧ください。次ページが計算書でございます。事業名につきましては、景観保全対策事業から始まりまして 7 つの事業となっております。金額は、合計欄で申し上げますが 112,456 千円で、翌年度繰越金額も同額となっております。左の財源内訳であります、すでに収入となっております特定財源につきましては 0 円、未収入特定財源につきましては、国庫支出金が 34,004 千円、道支出金が 2,250 千円、村債は 49,500 千円、一般財源は 26,702 千円となっております。個々に繰越明許費の事業を報告させていただきます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、景観保全対策事業、金額 6,254 千円、翌年度繰越額、同額。財源内容についてはですね、内訳についてはお目通しをお願いしたいというふうに思います。款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、

		市街地活性化事業臨時分 12,096 千円、翌年度繰越額、同額でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、地方版総合戦略事業 3,000 千円です。翌年繰越額、同額でございます。款 5 労働費、項 1 労働費、事業名、雇用対策事業、金額 10,080 千円、翌年度繰越金額も同額でございます。款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、商工業活性化事業 12,250 千円です。翌年度繰越額も同額となっております。款 8 土木費、項 3 住宅費、事業名、賃貸住宅建設促進事業、金額 19,200 千円、翌年度繰越額も同額でございます。款 9 消防費、項 1 消防費、事業名、南十勝消防事務組合補助金等、金額 49,576 千円でございます。翌年度繰越額は同額でございます。先程もお願い申し上げましたが、財源内訳については、お目通し願います。以上、報告をさせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。
議 長		はい、説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
	7 番 本多さん	
7 番本多議員		8 番目の賃貸住宅建設促進事業ですけども、この事業につきましてですね、入札にあたりまして業者に対して需要に見合った供給をお願いしているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。たとえば、世帯向け住宅とか、単身住宅とか、その辺についてですけど。
議 長		佐藤建設水道課長
建設水道課長		今回につきましてはですね、単身者用の 1LDK が不足ということで、1LDK を 4 戸、最低まあ 2 戸以上、ちょっと入れていただきたいということの条件をつけさせていただきまして、今回 1 回目については、させていただいたというところでございます。あと残りについては、今後また改めて募集をかけるということでございます。
議 長		7 番 本多さん
7 番本多議員		就職してもですね、単身住宅がないということで、通いでなきゃ出来ないと、公営住宅につきましては世帯向け、基本的には単身者は入れませんので、個人向けの、単身住宅が欲しいという方が結構おられるということなので、その辺を考慮した中でこの建設にあたってはお願いしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長		佐藤建設水道課長
建設水道課長		今後もまた、その辺を踏まえまして、募集をしていきたいと思えます。
議 長		よろしいですか。本多さん。
7 番本多議員		はい。
議 長		他に質疑を求めます。
		(ありませんの声あり)

議	長	質疑がないと認めます。
		これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 8、議案第 34 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を 求める件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		西山村長
村	長	議案第 34 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件で ございます。更別村公平委員会委員に、次の者を選任したいので、地 方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの であります。同意をお願いする方は、更別村字更別西 4 線 20 番地 7、 田中里子さん、昭和 30 年 2 月 14 日生まれでございます。平成 19 年 7 月 28 日より公平委員をお願いしてございますが、再任をお願いするも のであります。よろしくお願い申し上げます。
議	長	質疑の発言を許します。
		ありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		本案は、人事案件でありますので、討論を省略をいたします。
		おはかりをいたします。
		ただいま議題となっております議案第 34 号、更別村公平委員会委員 の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありま せんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 34 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意 を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。
議	長	日程第 9、議案第 35 号、同じく更別村公平委員会委員の選任につき 同意を求める件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		西山村長
村	長	議案第 35 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件で ございます。更別村公平委員会委員に、次の者を選任したいので、地 方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの であります。同意をお願いする方は、更別村字更別南 1 線 91 番地 85、 石村和也さんです。昭和 38 年 7 月 20 日生まれでございます。平成 23 年 7 月 28 日より公平委員をお願いしてございますが、今回再任をお願 いするものであります。よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)

議	長	これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております議案第 35 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 35 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定をしました。
議	長	日程第 10、議案第 36 号、同じく更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 36 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。更別村公平委員会委員に、次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同意をお願いする方は、更別村字更別南 1 線 91 番地 73、神成哲也さんです。昭和 45 年 5 月 5 日生まれでございます。平成 21 年 6 月 16 日より委員をお願いしてございますが、今回再任をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております議案第 36 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 36 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。
議	長	日程第 11、議案第 37 号、更別村固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長

村	長	議案第 37 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。更別村固定資産評価審査委員会委員に、次のものを選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。同意をお願いする方は、更別村字更別 192 番地 5、林芳博さんです。昭和 39 年 4 月 13 日生まれです。平成 18 年 8 月から委員を努めていただきました渡典夫さまの後任の委員としてお願いするものであります。任期は平成 27 年 6 月 9 日より 3 年間お願いするということにさせていただきます。ご同意方、よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりをいたします。 ただ今議題となっております、議案第 37 号、更別村固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	はい、異議なしと認めます。 したがって、議案第 37 号、更別村固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。
議	長	日程第 12、議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。夢大地さらべつ推進委員会条例（平成 11 年更別村条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。1 の理由といたしまして、まち・ひと・しごと創生に係る、地方人口ビジョン並びに地方版総合戦略の策定に際し、広く村民の意見を反映し、戦略の実施にあたっては達成度等の検証が必要であることから、夢大地さらべつ推進委員会においてこれらの審議等に対応するため、この条例を制定しようとするものであります。2 の要旨でございますが、(1) 関連計画に対しても対応を可能とするものとし、(2) 委員の人数を 15 名以内から 17 名以内に改めるものです。次ページは、改正条例の本文でございますが、改正箇所につきまして、現行、改正後の対比表で説明をさせていただきます。次ページをご覧ください。夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例。夢

	大地さらべつ推進委員会条例の一部を次のように改正する。第1条は設置でございます。更別村の総合計画に広く村民の意見を反映し、村民参加による村づくりを進めるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、夢大地さらべつ推進委員会を置く、という現行の条文に、更別村の総合計画以降、下線部の文面を追加するものです。下線部の文面は、及び関連計画、この文面を追加するものであります。第2条は、所掌事項でございます。現行、委員会は、村長の諮問に応じ、更別村総合計画の策定とその実施に関し、必要な調査及び審議を行う、とありますが、第2条の更別村総合計画の文章の後に、下線部、文面として、及び関連計画、の文面を追加するものであります。第3条は、組織でございます。現行、委員会は、委員15人以内で組織するとありますが、委員15名を17名に変更するものであります。その第3条の(2)学識経験者7人以内、これをですね、7人から9人に変更するものです。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議の方をよろしくお願い申し上げます。
議 長	はい、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 6番 村瀬さん
6番村瀬議員	今の説明の中でですね、確認をしたいことが1つありまして、質問させていただきます。はじめに改正後の関連計画というふうにあります。ここは説明がありました地方人口ビジョン並びに地方版総合戦略、この2つに限るということよろしいでしょうか。
議 長 企画政策課長	高橋企画政策課長 はい、こちらの方ですね、関連計画につきましては、現在のところ地方人口ビジョン並びに地方版総合戦略を想定しているところでございます。
議 長 6番村瀬議員	6番 村瀬さん 総合計画とですね、ここにあります地方人口ビジョン並びに地方版総合戦略、それぞれが独自性を持つものと私はちょっと理解しているところですが、ここで同じ、何ていうんですか、推進委員の皆様が同時並行的に進むこととして考えているのでしょうか。
議 長 企画政策課長	高橋企画政策課長 村の総合計画はですね、村の根本的な、基本的な計画ということで整備しているわけなんです、策定されているわけなんですけれど、それに付随したですね、特にこの地方人口ビジョンにつきましては、将来の人口の推計並びに目標について定めるものでございますし、地方版総合戦略につきましては、この人口減少対策などに対して、5か年について集中して取り組むのでございまして、総合計画の内容に付随

	するものというふうな考えで、関連計画というふうなかたちで捉えているところでございます。 6 番 村瀬さん
6 番村瀬議員	質問ですので、特にですね、地方人口ビジョンの策定にあたってはですね、かなりこう、何ていうんですか、科学的な要素が秘められている気がするんです。それと併せてかなり長期的なものの捉え方、というふうに私は理解しています。また地方版総合戦略につきましては、確かに総合計画とはかなりリンクすることがございます。ですから当然横並び的な発想もわかります。が、これを同じ人間が、場所を変えるのか、ちょっと会議を変えるのかちょっとわかりませんが、その辺の進め方についてですね、もう少し詳しく説明して下さい。
議 長	森副村長
副 村 長	ただ今ですね、村瀬議員のご質問でございますけれども、確かに夢大地さらべつにつきましては、総合戦略の計画を練るという中で、組織をされております。今回、地方人口ビジョンそれから地方版総合戦略の策定をするにあたりまして、今年度この計画をですね、策定をしなければならない、ということもあります。後ほどですね、予算の方にも絡みますけれども、ここで学識経験者2名もですね、追加したということはですね、それなりの知識をもった方に入っていて、この2つのですね、ビジョンと総合戦略をですね、練っていただきたいとの思いがあつてですね、今回提案をさせていただいたわけでございます。以上でございます。
議 長	ほか、関連があれば。
1 番安村議員	1 番 安村さん 関連してご質問させていただきたいと思います。今のご説明のありました学経枠の2名の増員という形でございますけれども、基本的には改正前のこの委員の構成をみますと、(1)が公益代表が4名以内、それで(2)が学経が7名以内、(3)が公募による委員が4名以内という形になってる中でですね、もう少しあの、9名にしたものの2名の学経の関係の内容について、もう少し具体的に、どういう趣旨なのかを含めてご説明いただければというふうに思います。
議 長	高橋企画政策課長
企画政策課長	こちらの学識経験者の方7人以内のところを、9人以内というふうにしたところでございます。2名増加しているわけなんですけれど、こちらの方はですね、このまち・ひと・しごと創生の関係でですね、こういう審議機関の設定にあたってですね、先ほど村政執行方針の中でもありましたが、この設定にあたっては、産官学金労言というふうなことを言われているんですけれど、そのような分野の方々の参画というのを言われております。現在参画していただいている中では、産業関係、官といわれる公共の部分、学、学校の部分等の参画をいただ

いているわけなんですけれど、あと労働関係も組合等参加いただいているわけなんですけれど、金と、産官学金労言というふうになってるんですが、金融機関、あと言というマスコミ関係ですか、こういった部分について、参画も言われているところでございます、そちらの方、金融関係及び言のマスコミ関係の方ですね、参画について対応できるように、2名の追加というふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長
1 番安村議員

1 番 安村議員

重ねて確認をいたしますけれども、今の産学官も含めて、金融、マスコミ関係というご提案でございますけれども、本村の企業体を見るとですね、どうしても金融関係、マスコミ関係という部分の提案の仕方が少し乱暴なような気がするんですけれども、その点の抑え方とですね、それらに対する具体的な方針案について、意見を求めたいというふうに思います。

議長
政策企画課長

高橋政策企画課長

今、申し上げました金融機関並びにマスコミ関係なんですが、議員が仰るとおりですね、村内の方においては、こういう部分は設置がないところなんですが、こちらの方についてはですね、今後近く、地元十勝にあるですね、金融機関もしくはマスコミ等とですね、協議をさせていただいて、そちらの方からも参画をいただけるように取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長
1 番安村議員

1 番 安村議員

度々、しつこくて申し訳ないです。ここの今の説明に基づく解釈をいたしますと、設置目的の第1条に関わる部分の説明と、どうしても合致しないという解釈にならざるを得ないという判断でございます。村民の意見を反映するという中でですね、そこまで拡大してという部分で、負託に応えられるのかどうかという部分の疑問が、どうしてもつきまとうわけでございます。まして、村づくりの推進のためという大義名分を謳いながらですね、そのような発想でという部分に、少し理解に苦しむところでございますけれども、もう少し明確な回答をお願いしたいというふうに思います。

議長
副 村 長

森副村長

確かにですね、安村議員の仰られるとおり、この第1条に基づきますとですね、村づくりのためにですね、村民の参画を促すという形になってございます。今、企画政策課長からお話がありましたけれども、確かに、更別村の中にはですね、金融それからマスコミ関係の機関はございません。そういうわけでございますので、どういう方々をですね、人選するかというのはですね、金融機関がないわけですから、それに近い方といったらおかしいんでしょうかね、金融に詳しい方など

をですね、人選をしながらですね、この推進委員会の中にですね、参画をしていただいてですね、そしてこの2つの人口ビジョンとそれから総合戦略等についてもですね、いろんな意見についてですね、いただいて策定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長
1 番安村議員

1 番 安村議員

私が今ご質問させていただいている危惧はですね、あくまでも今、冒頭で村瀬議員も、冒頭でご質問させていただいているように、村の総合計画に関する委員の選出であってですね、どちらかと言うと公募と学経と一般公募という中で、いかなる部分も含めてですね、村内の多くの意見を集約しようという趣旨で設定されたのであり、このような形の人口ビジョンだとかそういうものに関わる、いわゆる私の考え方としてはですね、二重の部分の計画案に対しての立案をしてくるというのは、極めて困難ではないかという判断も成り立つのではないかという趣旨がありまして、ご意見を申し上げているところでありまして、その点の捉え方、本当に整合性を図ってですね、この夢大地さらべつの推進員が補えるか、補えるかというか付託に応えられるかどうか、という疑問点がどうもつきまとうんですけれども、その点の考え方があればお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長
村 長

西山村長

安村議員さんの仰ることもですね、村瀬議員さんの仰ることもね、もっともだというふうに思います。従来ですね、夢大地のですね、いろいろなですね、会合の内容等がですね、いわゆるですね、決定したのに対しておはかりするというような形でですね、成されてきたというようなことでですね、行政主導であった部分がですね、これ喩みえない部分でもあったんじゃないかというふうに反省をしております。したがってですね、村民の皆さんからですね、たくさんの意見を吸い上げるということに関しましてはですね、月並みですけれどもアンケートとかですね、私が従前お話ししてきましたけれども、いろんな場面でですね、この夢大地は集約されますけれども、アンケートとかですね、いろいろな世代との人たちとのですね、そういうビジョンとかいろいろに係る部分についてですね、懇談等を進めながら、集約はここに図っていききたいなというふうなことを考えています。中身についてはですね、この提案についてどうだっていう話ではなくてですね、最初からですね、職員もですね、いろんな人、このふるさと創生に関わってはですね、アンケートをとっております。非常にいい意見も集約されていますけれども、その部分も含めてですね、ゼロからですね、議題に載せていきたいなというふうなことを考えています。ただ、この間ですね、総合計画、いろいろな点でですね、関わってきた部分に

についてはですね、これからもですね、総合戦略とかですね、次期総合計画の策定もありますけれども、継続線上のものとして考えなければいけないという点もありますので、よく委員もですね、吟味、吟味っていったら申し訳ないですけども、よくですね、考えながらですね、検討していきたいですし、広くですね、村民の皆様の意見を集約するという部分についてもですね、しっかりと行っていきながら、夢大地の部分でですね、集約をしながら、そして皆さんにおはかりをしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬議員

夢大地は総合計画ですから、条例化の中でね、図っていくと。ただ地方人口ビジョン、地方版総合戦略、これを条例化にする必要があったのか、っていうことをちょっとまず聞きたい。お願いいたします。

議長
企画政策課長

高橋企画政策課長

今回の人口ビジョン並びに地方版総合戦略の策定につきましては、今お話しているようにですね、今後の人口減少に対する非常に重要な計画案というふうに認識しているところでございます。こちらの方をご審議いただく中でですね、委員となられる方についてはですね、しっかり報酬等をお支払いしてですね、審議をいただきたいというふうなこともございましたので、こういう条例による設置というふうな形を考え、現行の夢大地さらべつ推進委員会の条例の中での改正で対応するというふうに考えたところでございます。以上でございます。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

いずれにしてもですね、かなりあの、ハードな作業だというふうに認識しております。それとやはりそれぞれの目的が違うということもあると思います。その中で、同じ人間がやっていくということについて、十分にですね、検討させていただきたいところもあるんですが、ここもちょっと大きく違うのは何かなっていうふうに思ったところは、評価っていうんですか、ここに何て言うんですか、なんだったけな、数値目標を設定するというようなことね、かなりここも厳しいな、厳しくなるような内容が含まれているんです。それでまた、まさに人づくり、人の流れ、結婚、出産、子育て、まちづくりと、これ総合計画じゃないかなと思うけど、実はやっぱり総合計画とは全く違うっていうことは認識だとは思いますが、いずれにしてもこのところとも併せて同じ人間がやってくことについて、十分乗り越える予想の下で提案されたと思うんですけど、いかがなんですか。

議長
企画政策課長

高橋企画政策課長

今回の総合戦略につきましては、今お話がありましたようにですね、指標などを設定して取り組む、また実施していくにあたってですね、その進捗状況、達成度等の検証が必要というふうになっているところでございます。今回の総合戦略の策定におきましては、そういった部分

の設定もあるんですが、先ほどの繰越明許関係でもございましたけれど、地方版総合戦略の策定事業の関係で、こちらの方の委託も出してるわけなんですけれど、こちらの方ですね、そういう基本的な目標値だとかそういった部分についての資料づくり等につきましては、しっかりさせていただいてですね、そちらの方について、委員さんにはご承認、なおかつ達成度等の検証につきましてはそれぞれですね、PDCAサイクル、今現時点でもう総合計画の中では進めているところなんですけれど、こちらの方とですね、併せて指標に対しての評価をしていただくようなことで考えているところでございます。以上でございます。

議 長
村 長

西山村長

数値目標等についてですね、総合戦略の方はですね、今管内でも各市町村、10月目処についていうふうなことを言われてますし、本村でもその、正直申しますと10月までに体制を作らなければいけません。それはですね、いわゆる地方創生の方ですね、交付金の問題とかですね、道の幹部とですね、お話をした段階ではですね、やはり各町村がですね、市町村が作る総合戦略の内容如何によって交付税が決まってくるのではないかっていうような危惧もされています。やる気のある自治体にはお金を出すと、そうでないところには出さないと、乱暴な言い方をすればそうなわけなんですけれども、その部分を何で評価するのかと言えばですね、総合戦略とですね、その中に記述されている数値目標等であるわけですね。だからその部分はしっかりとですね、やっぱりちょっと時間がないんですけれども、総合戦略に関してはですね、その部分でですね、しっかりと作っていかなければならないし、またこれをですね、村民の皆さんに提示していかなければならないというふうに考えております。

議 長

他に、この件について質疑はございませんか。

3番 高木さん

3番高木議員

今、両議員からも様々なご質問もあり、企画課長、副長、村長からも様々な説明をいただきました。この改正に伴う部分については、多分実施にあたっての検証がどうしても必要なもので、それを行うためには、関連としてこの委員会でやってほしいという部分が主な部分だとは思いますが、今村長がお話したように、10月までに総合戦略は策定しなければならない、今期、第6期の総合計画も策定しなければならない。この中で、この時間の中で、この1委員会だけで十分時間が間に合うのかということだと思えるんですね。来年度の地方創生の予算をもらうのに、住民から意見を聞いて積み上げてやっていくのに、総合計画とともに関係するものについては両方検討しますよ、という部分については、これは絶対無理があると思います。そういう部分を含めて、実施にあたっての検証にあたっては、関連する部分でこの委

議 長
副 村 長

員会で検討するのも、それは十分だと思いますが、策定に向けてはやっぱりある程度きっちりとした部分で分けて進めなければ、総合計画については各課がある程度の基本の部分を作り上げて提案するわけですから、これは役場の職員の方々、十分やっていただけて、それに係る意見を住民から聞くと、これで十分だと思ってます。ただ、総合戦略については1から立ち上げていくわけですから、これを両方一緒にという部分では、もう10月はとてもじゃないですけど間に合いませんよ。だからそのへんも含めて、策定については、やっぱりある程度検討してもらった方がいいと思うんですよ。そのへんどう考えるか、ご意見聞きたいです。

森副村長

総合計画とそれから人口ビジョン、それから総合戦略の策定でありますけれども、総合戦略は次年度、計画、28年度からという形になるうかと思うんですけれども、先ほど説明ありましたように、まず先に総合戦略の方を時間的な計画を見ればですね、総合戦略の方をまず先にですね、検討しなきゃならないかなっていう気はしております。ですから、そして総合戦略もですね、総合計画にもかなり密接には関係してくると思いますので、そこら辺のスケジュールのあり方をですね、事務局、内部で十分協議してですね、この委員さんたちとですね、つめながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

5 番上田議員
議 長
5 番上田議員

議長、動議。

5 番 上田議員

議案第38号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、さらなる慎重な審議が必要というふうに判断されますので、総務厚生常任委員会に付託の上ですね、審議していただきたいということで、議員各位、皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

賛成者は。

(賛成の声あり)

議 長

今、動議の発言が、5番上田議員からありました。

ここで休憩をいたします。(12時04分)

議 長

それでは、再開をさせていただきます。(12時06分)

今、動議が提出されましたので、ただ今5番上田さんから、所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

したがって、本動議をただちに議題として採決をいたします。

おはかりをいたします。

本動議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。 したがいまして、所管をする常任委員会付託への動議は可決をされました。 おはかりをいたします。 議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。以上です。
議	長	ここで、昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩をいたします。 (12 時 08 分)
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13 時 30 分) 午前中の審議で、委員会に付託すべきことになりました、議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件を審査するため、総務厚生常任委員会を開催しますので、午後 2 時 30 分まで休憩といたします。以上です。 (13 時 31 分)
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14 時 39 分) 休憩中に総務厚生常任委員長から、議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告が提出をされました。 議案第 38 号について、委員長に審査報告を求めます。 安村総務厚生常任委員長
議	長	総務厚生常任委員長 それでは、議案第 38 号、総務厚生常任委員会に付託されました部分についてのご報告をさせていただきます。総務厚生常任委員会に付託されました、議案第 38 号について、副村長、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について、ご報告申し上げます。議案第 38 号、夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、慎重に審査した結果、当委員会では原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で、審査の報告といたします。
議	長	委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 38 号について、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから、討論に入ります。 委員長報告は可決であります。

		これから、議案第 38 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりをいたします。 議案第 38 号に対する委員長報告は、可決であります。 議案第 38 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 38 号は可決をされました。
議	長	日程第 13、議案第 39 号、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 39 号、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定の件でございます。更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、昭和 38 年更別村条例第 7 号を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、教育委員会教育長が常勤特別職となった際、新教育長が選任されるまで経過措置を設定していましたが、平成 27 年第 1 回更別村議会臨時会で新教育長が選任されたため、当該条例を廃止しようとするものであります。次ページをご覧ください。更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行する。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから、本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 39 号、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定の件を採決いたしま

		す。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 14、議案第 40 号、更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
		西山村長
村	長	議案第 40 号、更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例を廃止する条例制定の件でございます。更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、教育委員会教育長が常勤特別職となった際、新教育長が選任されるまで経過措置を設定していましたが、平成 27 年第 1 回更別村議会臨時会で新教育長が選任されたため、当該条例を廃止しようとするものです。次のページをご覧ください。更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例を廃止する条例、更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行する。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 40 号、更別村教育委員会教育長の寒冷地手当の支給の特例に関する条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15、議案第 41 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
		西山村長

村 長

議案第 41 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村国民健康保険税条例、昭和 52 年更別村条例第 10 号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。1 の理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成 27 年政令第 161 号の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。2 の要旨といたしまして、(1) 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるものです。(2) として国民健康保険税の減額の基準について、5 割減額及び 2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものです。次ページは改正条文の本文でございますが、改正箇所について、現行、改正後の対比表で説明させていただいております。また、本件に関しまして、資料を提出してございます。資料に基づきまして説明を加えさせていただきます。資料の議案第 41 号です。内容につきましては、宮永住民生活課長に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上、提案申し上げ、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長
住民生活課長

宮永住民生活課長

それでは、補足説明をさせていただきます。今回の議案第 41 号更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、本改正につきましては、先ほど理由にもありまして、国民健康保健の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得者層の保険税負担の軽減を図るために、健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。課税額の引き上げにつきましては、議案第 41 号の次の、先ほど新旧対照表でございますが、対比表の 1 ページ第 2 条課税額並びに減額基準の引き上げにつきましては、第 15 条に書かれてる内容のとおりとなります。それでは改正概要を、議案資料に基づいて説明をさせていただきます。一部議案資料をご覧いただきたいと思います。課税限度額の引き上げにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行 51 万円を 52 万円に、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を 16 万円から 17 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 14 万円から 16 万円に、それぞれ引き上げるものでございます。このことによりまして、最高限度額が現行 81 万円から 85 万円となりまして、4 万円の引き上げとなります。続きまして、低所得者に係る軽減措置の拡充につきましてでございます。これは 5 割軽減において、軽減判定をするための基準額を算定する際の計算基礎額、概要では 2 の 5 割、7 割につきましては改正の変更がありませんので、5 割、2 割というところになります。この 5 割軽減においては、軽減判定をするための基準額を算定する際の計算基礎額が、現行 24 万 5 千円から 26 万円となることで、1 万 5 千円上がります。この上がったこ

		とによりまして、被保険者分がこれに掛ける数字が拡大となります。続きまして、同じ考え方ではありますが、2割軽減においては、計算基礎額が、現行45万円から47万円となります。2万円掛ける被保険者分が拡大の枠ということになります。なお、この条例案につきましては、5月の2日に開催しました更別村国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、原案のとおり承認するとの答申をいただいております。以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
	5番 上田さん	
5番上田議員		ちょっと聞きたいんですけども、北海道にこの国民健康保険税がですね、北海道に移管されるっていうことなんですけども、その時期っていうのは、一体いつからでしょうか。
議	長	ここで答弁調整のため、休憩いたします。(14時55分)
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(15時03分)
	安部保健福祉課長	
保健福祉課長		都道府県への移管は、平成30年の4月に予定されております。ただですね、法改正はなりましたが、政令等の改正がまだ進んでおりませんので、まだ保険税ですか、更別村という保険税の額はですね、まだこれから広域の中で判断されて、課税額等も決まってくると思いますが、今のところまだ不明という状況でございます。以上です。
議	長	5番 上田さん
5番上田議員		わかりました。平成30年度からっていうことで、それはわかりました。まずですね、更別村におきましてはですね、私の記憶ですと、医療費が道内的にもかなり低いっていうようなことからですね、税も国民健康保険税もですね、やっぱりあの、道内から見たら低いところにランクされているのではないのかなと、そんなふうに思っております。それで、私の申し上げたいところはですね、今から3年後ですけども、今から段階的にですね、そのどういうふうになってくるかはわかりませんが、医療費が安いっていうことで、多分更別村村民の方はやっぱりアップしていくんだろう、というふうなことが予測されることからですね、そういったことも視野に、今回ではなくて、今後ですね、この3年間の間にそういった政策を考えていただきたいな、ということで、所得割、資産割、平等割、均等割含めてですね、検討していただきたいということで、質問させていただきました。
議	長	安部保健福祉課長
保健福祉課長		まだですね、そのへん細かいところは出てきてませんが、皆様にですね、出て来次第、情報を開示しつつ、保険料の軽減等についてもですね、所得割、所得の限度額ですか、等も含めまして皆さんに情報開示してですね、情報開示に努めたいと思いますのでよろしくお願い

		たします。
議	長	ほか、質疑ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 41 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16、議案第 42 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する 条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 42 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 の件でございます。更別村国民健康保険条例、昭和 34 年更別村条 例第 2 号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。 1 の理由としまして、国民健康保険法の一部を改正する法律、平成 24 年法律第 28 号の公布に伴い、この条例を改正しようとするもの であります。2 の要旨でございますが、第 10 条各号列記以外の部 分中、第 72 条の 4 を第 72 条の 5 に改めるものです。次ページをご 覧ください。次ページは改正条文の、条例の本文でございますが、 訂正箇所について、改正箇所について、現行、改正後の対比表で説 明申し上げます。更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例、 更別村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第 10 条は 保健事業でございます。現行、村は国民健康保険法、昭和 33 年法 律第 192 号、以下、法という、下線部第 72 条の 4 に規定する特定 健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であっ て、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う、と いう文中でありますけれども、この下線部、第 72 条の 4 を、第 72 条の 5 に改めるものであります。なお附則として、この条例は公布 の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものです。これ らは、国民健康保険法の改正に伴いまして、それまでですね、72 条の 4 で規定されていましたが、72 条の 5 に移行され たものであります。それに従う改正であります。以上、ご提案申し 上げます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 42 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する 条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 17、議案第 43 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条 例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 43 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 でございます。更別村介護保険条例、平成 12 年更別村条例第 14 号 の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。1 の理由 といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進 するための関係法律の整備等に関する法律、平成 26 年法律第 83 号 による介護保険法、平成 9 年法律第 123 号、介護保険法施行令、平 成 10 年政令第 412 号及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する 政令、平成 10 年政令第 413 号の一部改正により、平成 27 年 4 月か ら公費を投入して低所得者の第 1 号保険料軽減強化を行うことと されたことから、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定 するものであります。2 の要旨でございますが、第 1 号被保険者の うち、介護保険法施行令、平成 10 年政令第 412 号、第 39 条第 1 項 第 1 号に該当するもの（介護保険料の所得段階が第 1 段階に該当す る者）にかかる平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料率の 月額基準額に乗じる割合について、0.5 から 0.05 を減じた 0.45 と なるよう改正するものです。次ページは、改正条例の本文でござい ますが、改正箇所について対比表でご説明申し上げます。更別村介 護保険条例の一部を改正する条例、更別村介護保険条例、平成 12 年条例第 14 号の一部を次のように改正する。第 2 条は保険料率で ございます。現行、第 2 条略、2 から 4 略、5 略でございますが、2 から 4、第 2 条の第 5 項に新たにですね、下線部分、第 1 項第 1 号

		に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,300 円とする、という文面をつけ加えるものです。附則として、1 この条例は公布の日から施行します。経過措置 2 としてですね、改正後の更別村介護保険条例第 2 条第 5 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については適用しないものとするものです。以上、ご提案申し上げます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 43 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 18、議案第 44 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 44 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございます。過疎地域自立促進特別措置法、平成 12 年法律第 15 号、第 6 条第 7 項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものです。理由でございますが、十勝環境複合事務組合中島処理場の老朽化に伴う改修事業の実施に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。本件に関しまして資料を提出してございます。資料に基づきまして説明を加えさせていただきます。資料の方をよろしくお願いいたします。更別村過疎地域自立促進市町村計画、新旧対照表をご覧ください。現行 (1) 現況と問題点、途中略、し尿処理については、豊かな自然を守り、快適な生活環境と衛生的な生活を維持するために、全村水洗化を目指し、更別、上更別市街地については、公共下水道と農業集落排水事業による下水道の整備、その他の地域について

は、個別排水整備事業による合併処理浄化槽の整備を進めているが、経済的な理由等から水洗化がされていない世帯もあり、水洗化を促す施策の検討と併せて、料金体系も含め、し尿の収集体制の見直しも必要である、の後に改正案としてです、下線部、また本村のし尿処理は、十勝管内 19 市町村のし尿浄化処理を行う十勝環境複合事務組合中島処理場で処理をしているが、当該施設の老朽化に伴い、その更新が求められている、の文面を追加するものです。続きまして、先ほどページ数、申し訳ありませんでした。先程は 21 ページの 12 行目です。23 ページの 16 行目にあります (2) その対策として、の部分ですが、①から④の後に、下線部を付け加えるものです。し尿処理施設の整備、①汚水処理施設の共同整備事業、の文面を付け加えるものです。続きまして、24 ページ (3) の計画の表の中で、現行では (2) から (4) の間に何もございませんけれども、(3) として廃棄物処理施設し尿処理施設、事業名のところにその文面を加え、事業内容に汚水処理施設共同整備事業ならびに事業主体として一部事務組合、の文言をつけ加えるというものでございます。以上、ご提案申し上げます。ご審議方よろしくをお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

今のし尿処理の施設の計画等について、わかるところまででよろしいですけど、教えて下さい。

議長

高橋企画政策課長

企画政策課長

こちらの方はですね、理由の方に書いてございますが、中島処理場の老朽化による対策ということになっております。平成 27 年度において行われる事業でございまして、帯広市と下水、流域下水が中心になってですね、行う事業なんです、この汚水処理場の共同整備事業について、各市町村で負担をするような形になってございます。事業期間につきましては、平成 26 年度から始まっておりますが、本工事につきましては、平成 28 年から 29 年の整備ということで聞いております。詳細設計の負担金としての、今回、地方負担というふうな形になるところでございます。以上でございます。

議長

他、質疑ありませんか。

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 44 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 19、議案第 45 号、若葉団地公営住宅建替工事(建築主体工事)工事請負契約締結の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 45 号、若葉団地公営住宅建替工事(建築主体工事)工事請負契約締結の件でございます。若葉団地公営住宅建替事業(建築主体工事)を次のように締結しようとするものであります。1 の工事名でございますが、若葉団地公営住宅建替事業(B・H棟)建築主体工事であります。2 の工事場所ですが、更別村字更別南 2 線 96 番地であります。3 の契約方法ですが、指名競争入札による落札であります。4 の契約金額ですが、99,360 千円であります。5 の契約の相手方ですが、萩原・山内経常建設共同企業体でございます。代表者、帯広市東 7 条南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利。理由といたしまして、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、昭和 39 年更別村条例第 7 号第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。本件に関しまして、資料を提出してございます。資料に基づきまして、少し説明を加えさせていただきます。資料の議案第 45 号です。資料の方をよろしく願います。資料、議案第 45 号、1 の入札日時につきましては、平成 27 年 5 月 26 日に行っております。2 の指名業者でございますが、記載の 5 共同企業体でございます。3 の工事内容につきましては、若葉団地公営住宅 2 棟 7 戸、建築工事でございます。木造平屋建、延床面積 565.13 m²でございます。以下、ご参照いただきたいと思います。4 の工期でございますが、契約締結の日から平成 27 年 11 月 10 日までとなっております。以上、提案説明といたします。ご審議の方をよろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 1 番 安村さん
1 番安村議員		多少確認のご質問をさせていただきたいというふうに思っております。まず、今回の指名入札という形の中で、5 企業体という形でございますけども、その根拠についての多少の説明をお願いしたいということと、もう一点、住民がいつもこの入札関係、村のホームページ等

を見て思っているところであるというふうに解釈はしてるんですけども、どうも入札率が高い。今回の場合については、住宅関係については98.39%という入札率になっているということでございます。これらの関連の機械、あるいは電気工事含めると、総額税抜きですとね125,300千円ということですから、これの落札率は97.54%という形になるということ、これあの、決して高い安いという論議ではなくて、やはり7戸という入居者の受益者負担という部分も勘案した時に、この費用対効果も含めて、どう捉えているのか、その点のご説明をお願いしたいというふうに思います。

議長
議長

答弁調整のため、午後3時40分まで休憩いたします。(15時27分)
休憩前に引き続き、会議を開きます。(15時40分)

森副村長

副村長

安村議員のですね、ご質問にお答えをしたいと思います。まず今回の若葉団地公営住宅の建替事業、建築主体工事でありますけれども、この工事につきましてはですね、今回資料にありますように指名業者、5社が手を挙げております。これについてはですね、この事業を行うということで、更別企業、更別の事業所さんを含んだですね、共同事業体を組んでいただきたいということで、公募をしております。その公募で手を挙げたこの5社が、指名業者という形になります。この中で入札を行いまして、萩原・山内経常建設企業体が落としたということでございます。先ほど落札率が98.39%ということで非常に高いんでいかということでございますけれども、その入札の時々によつてですね、やはり95%も切るときもありますし、まあ様々な要因があろうかというふうには思っております。それからですね、そういう建築単価が高くなるとですね、建築費が高くなると、入居されている方々にですね、その負担分が増えるんじゃないかというご質問でありますけれども、事業単価が入居者に転嫁されることは、基本的にはありません。あくまでも、入居される方々の収入額によつてですね、様々な形となっているところであります。今回、1億円近い工事でありますけれども、ご質問にはありませんでしたけれども、補助金としては3千万ほどの補助金が入っているようでございます。あ、5千万でした。すいません。失礼いたしました。余計なこと言わないですね、はい。一応、安村議員のご質問に答えさせていただきましたけれども、何かもれたところがあれば、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長
1番安村議員

1番 安村さん

想定したとおりの回答で、全然つまらないんですけども、今ちょっと気になったのがですね、基本的に公営住宅の趣旨からすると、低所得者という前提があるということで、家賃もある程度限定されるということは重々理解しているわけですから、既に若葉団地、

それなりに更新、住宅の更新があつてということで、入居者が結構いらっしゃるわけですが、確かに転嫁しないって言いながらですね、やはり今低所得者向けということで、具体的な賃金は別といたしまして、賃金単価は別として、やっぱり年々、5千円なり、1万円なり上げてくつていう中で、非常に負担を感じているっていう現実があるということだけは、決して入居者にすべて負担させてっていう理論だけではなくて、やっぱりそれが足かせになってるっていう現状も踏まえた判断を、まずしていただきたいということが1点でございます。それとですね、今回のこの、敢えてご質問させていただいた中の、私の趣旨はですね、これだけ低所得者向けということで、今回の若葉団地プラス27年度の予算計上にしております曙団地の公営住宅の老朽化に伴う設計費用、基本設計費用を計上しているっていう中でですね、どうしても低所得者向けっていう部分は理解できる部分はあるんですけども、午前中の26年度の予算の繰越の中で、本多副議長が申し上げたとおり、じゃあ単身者の部分の住宅はどうするんだい、というもう1つの課題、それと相まってですね、やはり今回も予算計上します民間誘導型のですね、住宅建設に関する助成金のあり方もそれなりに計上しているわけございまして、この三竦みの中でのですね、上手いやり方をしていかないと、基本的に私は金額だけを言ってるわけではなくて、やはり維持管理は村がしなきゃなんないっていう部分は、これは当然顛末としてついてくるわけございまして、それを考えるとですね、もう少しやはり幅の広い捉え方をした住居造りというものを考えていただけないかというのが、私の本心の要望でございます。それを含めてですね、次年度以降ですね、設計計画が入るっていう、曙団地も含めて、ある程度私どもでも内部調査をしながらってことで、考えてはおりますけども、基本的にはそういう部分をもう少し多様な面からですね、判断しながら、執行していただきたいという、これはお願いでございます。よろしくお願いします。

議 長
副 村 長

森副村長

仰られたとおりですね、確かに低所得者住宅、それから民間誘導型の賃貸住宅、いろいろございます。やはりあの、バランスの良いですね、皆さんどういふものがやっぱり求められているのかっていうものをですね、十分調査しながらですね、そのニーズに応えるようなですね、体系を作っていきたいと、全てに応えることは出来ませんけれども、やはり求められる声にはですね、できるだけ応えるものは応えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(ありませんの声あり)

議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 45 号、若葉団地公営住宅建替工事（建築主体工事） 工事請負契約締結の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 20、議案第 46 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 46 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）でござい ます。平成 27 年度更別村の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に 定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条、歳入歳出予算の 総額に、歳入歳出それぞれ 144,498 千円を追加し、歳入歳出予算の総 額を歳入歳出それぞれ 4,841,457 千円とする。第 2 項および第 2 条に つきましては、お目通しを願うものであります。 この度の補正に関しましては、先ほど来申し上げました執行方針に基 づくところの、政策予算を主なものとして計上したものでございます。 内容につきましては、森副村長に補足説明をいたさせますので、よろ しくお願い申し上げます。以上、提案説明といたします。ご審議方、 よろしくお願い申し上げます。
議	長	森副村長
副	村 長	それでは補足説明をさせていただきます。まず、歳出の方から補足 説明をさせていただきます。9 ページをお開きください。款 2 総務費、 50,677 千円を追加するものであります。958,303 千円とするものでござ います。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 8,685 千円の追加でござ います。説明欄 (1) 社会保障税番号制度整備事業でございます。19 の 負担金補助及び交付金でありますけれども、マイナンバー制度と通称 言われておりますけれども、これに伴います業務システム改修経費の 負担金でございます。続きまして、目 4 地方振興費 2,097 千円の追加 でございます。説明欄 (1) 夢大地さらべつ推進委員会運営経費 477 千 円の追加でございます。内訳といたしましては、報酬 452 千円、旅費 25 千円でございます。続きまして説明欄 (2) 市街地活性化事業臨時分 でございます。工事請負費でございますけれども、1,620 千円の追加と なっております。これにつきましては、大型遊具の付近にですね、

更別市街の商店街等の案内看板、それから全村内の主な施設等の案内看板を設置するものでございます。目 8 村有林管理費 39,716 千円の追加でございます。説明欄 (1) 村有林野基金積立金 39,716 千円でございます。次のページをお開きください。説明欄でございます。基金積立金でございますけれども、積増分が 39,707 千円、利子分が 9 千円でございます。この積増分でございますけれども、平成 25 年 10 月に発生しました雪害等に伴います保険金および保険料の払戻金でございます。それからこの 9 千円につきましてはですね、この積増分の利息分となっております。続きまして、款 3 民生費 6,538 千円を追加し、572,776 千円とするものでございます。項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 6,192 千円を追加するものでございます。説明欄 (1) 準職員賃金等でございますけれども、社会福祉事務職員賃金 1 名分を追加するものでございます。(2) 社会福祉センター改修事業 1,944 千円でございますけれども、福祉センターの改修工事でありまして、内容的にはですね、正面玄関の雨漏れ防水、それから 1 階の和室 A、それから老人研修室にですね、FF ストーブを設置し、暖房の効率化を図るものでございます。それから額はちょっと小さいんですけども、項 3 老人福祉費、目 3 老人福祉推進費 346 千円でございますけれども、これ先ほど条例改正をいただきました介護保険の低所得者保険料の軽減分でございます。それから款 6 農林水産業費 25,386 千円を追加し、989,069 千円とするものでございます。主な内訳でございますけれども、項 1 農業費、目 2 農業振興費 10,002 千円でございます。内容でございますけれども、説明欄 (1) 農業振興補助金 9,502 千円でございます。19 の負担金補助及び交付金でございますけれども、ここにつきましては中間管理機構集積協力金交付金でございます。経営を縮小して、中間管理機構に土地を預け、10 アールあたり 2 万円の支給を受けるものでございます。今回はですね、2 件該当となっているところでございます。続きまして、(2) の消費・安全対策事業 500 千円でございます。同じく 19 の負担金補助及び交付金でございますけれども、内容につきましては、食の安全対策取組事業に対して補助をするものでございます。主に今回はですね、食用亜麻の残留農薬試験に、試験を行う事業にですね、道が補助を行うということでございます。事業費の 2 分の 1 の補助となっております。続きまして、目 3 農地費 1,674 千円の追加でございます。説明欄 (1) 道営事業負担金 1,674 千円同額でございますけれども、内容につきましては、道営畑総担い手支援型事業の更別勢雄地区の負担金でございます。続きまして、目 5 畜産業費 3,750 千円の追加でございます。これも説明欄をご覧ください。(1) 畜産振興事業補助金 3,750 千円でございますけれども、この内容につきましてはですね、施設更新新設の利子補給それから牛の購入費の利子補給、それから機器等の補助が主な内容となっております。続き

まして目6ふるさとプラザ費 3,117 千円の追加でございます。説明欄(1)ふるさと館維持管理経費、修繕費でございますけれども、540 千円、修繕費の内容につきましては、屋内運動広場仕切りネットの改修でございます。それから(2)のふるさと館改修事業 2,577 千円でございます。15 の工事請負費でありますけれども、内容につきましてはですね、本館トイレのですね、和式から洋式へ替えるものが2基、それからトイレの便座ヒーター、ウォシュレット等を取り付けるのが15基という内容になってございます。続きまして目7プラムカントリー費、6,593 千円を追加するものでございます。説明欄(1)プラムカントリー改修事業でございますけれども、この工事請負費の内容でございますが、お手もとの一般会計補正予算の予算資料1ページをご覧ください。プラムカントリー、一番上の方になります、プラムカントリーの改修事業 6,593 千円で、備考欄に内容を書いてございます。プラムハウスの木製手摺の補修、総延長でございますけれども49.3m、それから厨房の改修でございます。次のページに、資料No.1をお開きください。ここに平面図と側面図を載せてございます。施設を囲むようにですね、渡り廊下のようにですね、外側を木製の手すりを設置しておりますけれども、この木製の手すり、かなりもう老朽化というか腐食をしております、これをですね、アルミ製に替えるものでございます。また木製階段が一箇所ございます。平面図の右下になりますけれども、この部分をですね、木製階段からコンクリート階段に改修をするものでございます。続きまして、12 ページをお開きください。12 ページ、ちょっと額は小さいんですけども、項2の林業費、目1林業振興費 250 千円でありますけれども、これはとち森林認証協議会負担金といたしまして 250 千円を計上するところでございます。計画的な森林の更新を行うとともにですね、地域材の付加価値を高めるということで、今回加入をするものでございます。続きまして、13 ページをご覧ください。13 ページ、款8土木費 51,326 千円を追加し、624,698 千円とするものでございます。項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費 47,156 千円を追加するものでございます。説明欄(1)道路改良舗装事業でございますけれども、13 の委託料 6,156 千円でございますが、これについてもですね、説明資料の1ページをお開き下さい。この測量設計委託料につきましては、南6線乙1,100mでございまして、次のページに位置図が、次の次のページですね、位置図が載っております。南6線の東8号から東10号間の600間という形でございます。続きまして、15 の工事請負費でございますけれども、道路橋りょう工事費といたしまして 41,000 千円、内訳としましては村道舗装強化工事費に 37,000 千円、市街地歩道改修工事費に 4,000 千円でございます。これもですね、予算資料の1ページをご覧ください。中段の土木費でございますけれども、舗装強化事業が広域縦断線、それから更別西3

条線 1, 100m と 270m になってございます。それから歩道の改修工事でございますけれども、更別東 2 条線 353m という形になってございます。これにつきましても、予算資料の No. 2 をご覧ください。No. 2 の 1 です。めくったら 4 枚目のページになりますか。資料 No. 2 の 1、よろしいですか。ちょっと色が薄くてはつきりわからないんですけれども、舗装強化工事でありまして、広域縦断線の、要するに東 10 号です。南 9 線から南 11 線までの 300 間となっております。それから続きまして、次のページ資料 No. 2 の 2 をお開きください。同じく舗装強化工事でございますけれども、更別西 3 条線、道道駒島線から停車場線前の区間が舗装強化工事でございます。それから更別東 2 条線、オレンジの色で塗ってありますけれども、この箇所がですね、歩道改修工事でございます。両サイドの歩道を改修するという内容となっております。続きまして、項 3 住宅費、目 3 住宅建設費 4, 170 千円を追加するものでございます。村営住宅等の整備事業でございます。公営住宅建設事業基本設計委託料でございますけれども、これにつきましても、一番最後の資料、No. 3 をご参照いただきたいと思います。この斜線で表示してあるところがですね、今回の設計する部分でございます。7 棟、28 戸という形になってございます。ちょうど中学校前から南 3 条線の角という形になります。続きまして、10 教育費 9, 850 千円を追加し、384, 701 千円とするものでございます。項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費 7, 140 千円を追加するものでございます。1 ページを、1 ページめくっていただきまして、14 ページをご覧ください。主なものでございますけれども、説明欄 (3) 園舎改修事業 6, 519 千円でございます。11 の需用費として 492 千円、内容といたしましては、更別幼稚園 S L 木製遊具の塗装か修繕を行うものでございます。13 の委託料でございますけれども、上更別幼稚園園舎建設基本設計委託料といたしまして、6, 027 千円を計上するものでございます。続きまして、項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費 972 千円の追加でございます。説明欄 (1) の文化推進経費でございますけれども、修繕費でございます。文化財保護設備修繕費となっておりますけれども、これにつきましては勢雄地区にございます更別発祥の地の碑の修繕を行うものでございます。続きまして、項 6 保健体育費、目 2 体育施設費、目 3 学校給食費 1, 138 千円を追加するものでございます。説明欄 (2) の学校給食センター改修事業 1, 051 千円でございますけれども、器具殺菌庫 1 台の更新、それからドライ仕様の移動台の新規購入という内容になってございます。いずれもですね、保健所の指摘によるものでございます。以上、歳出の方の説明を終わらせていただきます。続きまして歳入の方の説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。款 11 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金 785 千円を追加するものでございます。これにつきましては、道営畑総の

更別地区の分担金、受益者分担金でありますけれども、これの追加となつてございます。それから国営かんがい排水事業の分担金、△の 46 千円でございますけれども、これはすでに事業終了しておりまして、額が確定したために減額をしたものでございます。続きまして款 13 国庫支出金 5,297 千円を追加し、160,904 千円とするものでございます。主な内容でございすけれども、項 2 の国庫補助金、目 1 の総務費国庫補助金 5,125 千円の追加でございす。これにつきましては、歳出の方でもですね、説明しましたけれども、社会保障・税番号制度のシステム整備改修に伴います補助金でございす。続きまして款 14 道支出金 10,878 千円の追加でございす。234,107 千円とするものでございす。次のページをお開きください。7 ページになります。項 2 道補助金、目 4 農林水産業費道補助金 10,425 千円を追加するものでございす。この内容でございすけれども、消費安全対策事業の補助金でございすけれども 500 千円であります。これ、先ほど歳出の方で説明をいたしました食の安全を図る事業に補助するということで、歳出と同額の 500 千円が、を記載しております。それから食糧供給基盤強化特別対策事業補助金であります 423 千円でありますけれども、これはですね、道の単独事業、通称パワーアップ事業といわれるものの追加でございす。事業が確定したということで、追加をしたということです。それから中間管理機構集積協力金の交付金 9,502 千円でありますけれども、これも歳出の方で説明をいたしました中間管理機構に土地を預けて賃貸するということで、歳出と同額の 9,502 千円が計上されてございす。続きまして、款 17 繰入金 86,975 千円を追加し、569,561 千円とするものでございす。項 1 基金繰入金 86,975 千円の追加でございすけれども、内容といたしましては目 1 の財政調整基金繰入金 87,242 千円の追加でございす。説明欄にありますけれども、これにつきましては財源不足を財政調整基金で調整するものでございす。続きまして、目 5 の農業振興基金繰入金、△の 267 千円でございすけれども、これにつきましてはですね、道営事業において、村負担分で記載対象の、対象分の行使が増えたということによりまして、繰入金を減額しているところでございす。続きまして款 19 諸収入 39,707 千円を追加し、116,930 千円とするものでございす。項 5 雑入、目 5 雑入 39,707 千円を追加するものでございす。これにつきましては、これも歳出の方でも説明いたしましたけれども、平成 25 年の 10 月の雪害に伴います森林国営保険の繰入でございす。39,637 千円を繰入するものでございす。それから同じく森林公営保険の払戻料 70 千円を繰入するものでございす。それから続きまして、款 20 の村債、項 1 村債、目 1 過疎対策事業債でございすけれども、700 千円を追加し、581,800 千円とするものでございす。これにつきましては、道営畑総事業におけます過疎債の追加でございす。700 千円を追加す

るものでございます。これで歳出歳入それぞれ説明を、補足説明をいたしました。16 ページをお開きください。一番最後のページになります。夢大地さらべつ推進委員の方で委員 2 名を追加いたしました。182 名、その他の特別職でありますけれども 182 名を 184 名に、それからそれに伴います報酬等の追加を行いました。14,315 千円に 452 千円を追加し、14,767 千円とするものでございます。次、3 ページをお開きください。3 ページ第 2 表、地方債の補正でございます。先ほど説明いたしましたけれども、過疎債 700 千円を追加いたしました。700 千円を追加いたしまして、581,800 千円とし、合計で 704,848 千円とするものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

平成 27 年度更別村一般会計補正予算、説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3 番 高木さん

3 番高木議員

歳出、総務費の関係なんですが、今回国の方から特定財源ということで、マイナンバー制度について財源がきたということで、これからマイナンバー制度の準備が進んでいくわけですが、現在国の中で大きな話題となってます年金機構の情報漏洩の問題が、今大きく取り沙汰されている中、この自治体の情報システム協議会における負担金という部分で、情報漏洩の危機管理の部分のシステムという部分に関する予算とか、そういうものはこれは含まれているんでしょうか。その辺、ちょっと、もしわかれれば。

議長
総務課長

吉本総務課長

本村も加入していますシステム協議会の負担金の増でございますけれども、今回補正させていただきますのは、障害者福祉、国民健康保険、後期高齢者介護保険、国民年金等のシステム改修費用として負担するものでございます。当然、日本年金機構の 125 万件の情報が流出したっていう報道が毎日のようにされておりますけども、今回のこの税番号につきましては、中間サーバーっていうのが置かれます。それをくぐり抜けてっていうことになりますので、今後ですね、その流出が 100%防げるっていうことになるのかどうかはわかりませんが、国としてもどういうふうにするのか、これからだと思います。更別はその 28 団体で組織しておりますシステム協議会に、システム改修をするわけでございますけども、これは全市町村 1,788 団体すべてが、この中間サーバーを経由してですね、国、地方公共団体といずれは民間にも広げると言うんですけども、それぞれ情報の交換をするっていう制度でございます。平成 30 年以降にはなるかと思うんですけども、民間も、将来は民間も含めてっていうことになりますので、その日本年金機構のように流出する可能性っていうのは、ゼロっていうことは多分、今のところありえないじゃないかと思うんですけども、その辺の

情報は入っておりませんが、国は緊張して事業を進めるんだと思います。以上でございます。

議長
3 番高木議員

3 番 高木さん

続きまして教育費の関係なんですが、今回上更幼稚園の改修、基本設計ということで、予算組みをされてます。今日、村長の行政執行方針の中でも、多様化する中で幼稚園、保育所、学童保育などの部分も、あり方について認定こども園を視野にということで検討を進めていきたいということも言われてますが、今回の基本設計について、やっぱりある程度の方向性といいますか、そういうものが見えないことには、なかなか基本設計という部分についても、難しいのかなという部分をちょっと感じます。その部分で、完全に幼稚園だけでいくのか、幼稚園の中に保育機能を持つ部分も設計に入れるのか、学童にも対応できるように設計していくのか、それによっては設計の広さから予算から、いろんな部分で相当変わってくると思うんですね。村長は今後皆さんの意見を聞きながら方向性を検討すると言ってる中で、まだあまりその方向性が見えない中で、もう基本設計に入っていくのか、その辺の基本設計の進め方というますか、そのへんがもしあれば説明いただきたいなと思います。

議長
教育 長

荻原教育長

ただ今の質問でございますけれども、今回の上更別幼稚園の改築につきましては、実は昭和 49 年にこの施設建てられておりまして、40 年たっております。併せて平成 25 年に実施しました建物診断でも強度不足という判断がされております。それであくまで、子どもたちの安全を考える上で建替を行う、まず基本でございます。その基本に基づいてですね、今年からスタートしました子ども、子育てへの 3 つの支援制度が始まっております。この制度を睨みながら、今回の建替を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。今回基本設計につきましては、実設計と違いまして、実設計に至るまでの、要するにどこに建てるかとか、或いはどういう制度で建てるかっていう部分を基本に、地域の方を含めてですね、協議を進めていくっていうことになります。ですので、今回の基本設計につきましては、ただ今申し上げた内容に基づきましてですね、受託しました設計事務所と協議を進めながら、1 番最善な建替でもっていくというような協議の場になる基本設計になるかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長

関連であれば。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

関連になりますけど、今高木議員のおっしゃるようなですね、ある程度の方向性というのがなければ、基本設計というところまでいかないと思うんですね。ですからもう少しそこは詳しく説明をお願いし

議長
教育長

たいということと、この協議を進めていく中で、かなりいろんな問題が出てくるかなってという思いもあるんですが、その辺のスケジュールも併せてお聞きします。

萩原教育長

今回の基本設計につきましても、当然委託料を出すのに面積をある程度示さなければいけないということがございます。それで、今回の基本設計につきましては、保育園基準、今示されております一人あたり 1.98 m²を基にですね、幼児数、現在の幼児数、これからの幼児数をだいたい勘案いたしまして、保育室、遊具室の面積を想定しております。併せてこれにですね、トイレ、それから手洗い、それから睡眠室、午睡室になりますけれども、これを加算したものでございます。併せまして、あくまで子育ての支援にも関わる施設ということもございまして、0歳から2歳児、それから学童保育も視野に入れた人数を面積計算いたしまして、約 600 m²という数字でもって、今回委託の金額を算出しております。以上です。

議長

教育長、スケジュールは言われていない。

どうぞ

教育長

失礼いたしました。スケジュールでございますけれども、委託期間につきましては今年度いっぱい考えております。ただ、委託期間終了後のですね、検査期間もございまして、予定といたしましては、28年の3月10日を目処に委託を発注したいというふうに考えてございます。失礼いたしました。

議長

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

併せてなんですけど、住民の声を聞きながらということですよ。ですからかなり早めの段階でそういった作業が出てくるんじゃないかというふうに思うんです。これ委託業務ですから、それなりに進むとは思いますが、問題はそこじゃないかと思っているんですよ。そのへんのスケジュールの中で、住民の説明なり、何かしらの方針を出して合意をいただくというのはいつ頃ということでしょうか。

議長
教育長

萩原教育長

これからのスケジュールなんですけれども、現在6月1日付けです。ね、子ども・子育て支援係担当係長がおります。その担当係長を基にですね、今回のこの事務作業については進めていきたいというふうに考えております。それで、これからどのようにってことでございますけれども、いずれにしても、今通園されている児童を持つ保護者の方以外にも、当然これから子どもが産まれる方、或いは予備、予備って言いますか、まだ小さい方も含めてですね、その協議の中に入っていて、協議を進めていかなければならないというのがございまして、その辺も含めてですね、実際の実施スケジュールにつきましては、これから検討してまいりたいというふうに考えておりま

議 長	す。 関連ありませんか。
3 番高木議員	3 番 高木さん
	今、子育て支援課というか、のお話がちょうど出たので、それに関して、これから住民の意見を聞きながらということなんですが、幼稚園を建てるのであれば、今教育委員会に設置されてて1名いらっしゃるということですが、こども園とか保育の関係になりますとやっぱり福祉課の関係も、これ関わってくるわけですね。そうなりますと、また上更地区という地域振興ということも含めていくと、この教育委員会に配置された1名が中心となって様々なことを組み立てるよりは、各課にまたいだ中でね、こども園も含めた中の検討もしていかなければならないわけで、その辺はやっぱりきっちりと人数を増やしてでもちゃんとした課を設置していただいて進めるのか、担当課のプロジェクトを作るのか、その辺も含めて、もうちょっとはつきりと、もうスタートしないと28年の3月にはある程度形を作りたいっていうのであれば、体制づくりっていうのは重要になってくると思うんですよ。だからその辺も、今回、出だしとしてね、まず1名の担当の係を置いてスタートしてくよっていうことはわかるんですけど、その辺の準備もやっぱり早めにやっていただきたいなと思いますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいなと思います。
議 長 村 長	西山村長
	今、高木議員の仰るとおりでございまして、今ですね、教育委員会の方に設置しましたけれども、保健福祉課とかですね、各地域の部分がありますし、幼稚園の問題だけではなくてですね、またがる問題もあります。その辺の部分でですね、一応来年度に目指しておりますけれども、その部分ですね、1名という配置でありますけれども、各関係機関とですね調整し、そして組織もですね、きちんと明確にしてですね、るる進めてまいりたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひいたします。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん
	この度追加補正、いわば政策予算に関わるというふうな認識の中で、144,000 千円某の金額のうちですね、どの程度が政策予算として計上されているのか、私はちょっと見る限り、経常費がかなりあるような気がしてならないものですから、ちょっと先に確認をさせていただきたいと思います。
議 長 副 村 長	森副村長
	確かに補正予算書を見ますとですね、経常分というふうに、かなり、主には需用費関係と特に多いのかなっていうふうに思います。いずれにしてもですね、これら今回 300 千円とか、いろいろ補正を出させていただいておりますけれども、各々パーセンテージちょっと今はいい

ていないんで、これがね、臨時予算と経常の割合がどれだけあるかっていうのはちょっと説明しかねますけれども、今回、例えばですね、12 ページございます、12 ページの中間に商工費ございますけれども、商工費等で 354 千円の経常分という形で、載せさせていただいてございます。商工総務費ですね、その説明欄の商工行政事務経費だとかって、こうございますけれども、これ経常分として 354 千円載せてございます。もっと詳しく説明をすればよかったんでしょうけれども、これ報償費 310 千円減額してます。この報償費っていうのはですね、今まで相談員の方お願いしまして、福祉センターの方で月 2 回やっておりました。今回なぜ載せたかっていうことなんですけれども、年度の途中でちょっと来れなくなったといいますが、こちらの業務をできないということで、今回ですね、この委託料の方にありますけれども、委託料の一番下の方ですね、消費生活相談業務の委託料 391 千円と載ってございますけれども、この今までお願いしていた相談員の方ができなくなったということでですね、中札内村の消費者協会と委託をしてですね、派遣をしてもらおうと。回数は増えておりませんけれども、このような形でですね、またそしてその業務に伴います関連機器等もですね、整備を行うということで、経常分として載せさせていただきました。あと、いろいろありますけれども、特にはですね、今手持ちで持ってる、例えば修繕費等ございます。つかみですね、これを修繕するんだよっていうんではなくて、つかみでやはり何十万か持っていないと突発的な修繕には対応できないということで、これらの当初持っていたつかみの修繕費等もですね、予想してなかった修繕等が出てですね、追加で補正しないと今後対応出来ないということで、載せさせていただきました。その臨時経常の割合、ちょっとわかりませんが、一応理由としてはそういう理由で、今回追加補正をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長
6 番村瀬議員

6 番村瀬さん

それでは少し説明が、本当は長くなりますから、あまりしませんが、いくつかちょっと質問させていただきます。10 ページにあります。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、ここの賃金でございますが、臨時職員賃金ですね、これは先ほどの何か認定に関わるものかなっていうふうな感じだったんですけど、そういう説明もなかったもんですから、ここの 1 名の増となるもの、目的、配置した理由を教えて下さい。

議長
総務課長

吉本総務課長

正職員の減によりましてですね、それと更別村障害者雇用率 2.3%をクリアしてないということで、労働基準監督署の指導が入っております。前理事者がですね、障害者枠ということで 1 名準職採用しました。4 月 1 日付で採用したんですけども、その採用に伴って予算を

議長
6 番村瀬議員

持っていないということもございまして、今回追加補正したということでございます。以上でございます。

6 番 村瀬さん

それであの、ちょっと細かいところになりますけど、教育費の方でいくつか質問させて下さい。14 ページですか。先ほど副村長の説明あったんですけど、修繕費の関係でですね、当初から組まれている、コミュニティプール維持管理費、事業費ですね、300 千円の追加、当初予算 698 千円、もう少し説明をお願いいたします。

議長
教育次長

新関教育次長

プールの修繕費ということなんですけれども、こちら通常の修繕はですね、当初予算で組ませていただいたんですけれども、実際、5 月から通常オープンしてるんですけれども、その際に新たにですね、修繕をする、追加する部分が出てきたもんですから、その分を修繕しましたところ、通常修繕費の予算の見方はですね、ある程度、過去 3 年分の修繕費、かかったような部分プラス実際もう明らかに直さなきゃいけないものというのを当初組んでたんですけれども、明らかに直さなきゃいけなかったものプラスですね、実は 5 月になってからまた、追加が出てきたもんですから、その部分で通常使う部分まで食い込んでしまったような修繕になってしまいまして、今時点で執行がほとんどゼロに近い形になったもんですから、今後まだ 9 月まで、プールオープンしている間でまた何かですね、修繕が起きた時に困るというふうなことで、今回ちょっと補正させていただいております。中につきましてはどうしても湿気を含むものですから、天井ですとか、そういう部分がですね、年前よりも年明けた時に余計腐食が進んでいたりだとかってというようなことで、ちょっと止む無くというようなことであったもんですから、あんまりこういう形の提案の仕方は良くないのかなと思ったんですが、ちょっと止む無くというようなことで提案させていただいております。以上です。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

そしたら当初の 698 千円については、某の修繕で終わったと、あと見込みの 300 千円をとりあえず追加したっていうことですよ。もう 2 つなんですけれど、学校給食費ですか、そこの管理用備品購入費で 1,051 千円の追加補正でございますが、これも説明の中でですね、保健所の指示によるというようなことがあったかと思えますね。保健所の指示であるということは、何らかの問題があったのか、改善命令か、何かしらの指示があったということなんです。そこのところと、これは当初から組まれなくても問題がなかったのか、この 2 点について伺います。

議長
教育次長

新関教育次長

今回給食センターの改修、2 点ほど改修というか、あの、備品購入

ですか、ということで、1点目器具殺菌庫ということで、包丁ですとかまな板ですとか、そちらを殺菌する機械がですね、もう、機械というか物がですね、もう20年以上経ってて、かなりその効果が薄れてきているっていうようなことで、今回それを更新すると。それともう1つはですね、ドライ仕様の移動台というようなことで、給食だとか配膳するとき、作ってですね、食缶に入れたり何だりするときに、移動する台があるんですけども、こちらが今使っている台が低い台でありまして、それがその床からこう近すぎるということで、もう少し高い台のものにしてくださいという、これはもう保健所の方からですね、衛生面でちょっと今の台を使っているようでは、そういう危険性があるよというようなことの指摘があったもんですから、改めて今回それを更新していきたいというようなことで提案させていただいております。以上です。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

理由と問題についてはわかったんですけど、この時期の説明についてはちょっとなされていない気がする。これなぜ6月の追加補正なのか。

議長
教育次長

新関教育次長

予算の積算の中でですね、当初、予算要求する中で、いろいろな政策的なことですとか、いろいろな形の中で、とりあえず4月以降、4月すぐ早々に緊急にすぐ使わなければいけないというものでもないものですから、その中で多少遅れてでも何とか年度内に速やかにできればというようなことだったものですから、ちょっと遅れての提案ですので、いきなり今出てきたとかっていうような形に見受けられるかなと思うんですけども、もともと計画はされてたような形になります。以上です。

議長

他、質疑ありませんか。

7 番本多議員

7 番 本多さん

9ページの地方振興費について、村のPR看板の設置ということでございますけれども、1,620千円ということで、かなり大きなものだというふうに思いますが、これは農村公園の遊具施設の周辺だと思えますけど、こういった内容のものを建てるのかお聞かせ下さい。

議長
企画政策課長

高橋企画政策課長

市街地活性化事業の臨時分ということで、看板設置工事費をみさせていただきます。こちらの方はですね、今農村公園の方、大型遊具と駐車場があるわけなんですけれど、そちらの方ですね、駐車場に車を止めていただいて、大型遊具を利用していただくという流れがあるかなと思うんですが、その間にですね、この看板を建てようというふうに今計画をしているところでございます。駐車場から降りて遊具の方に向かいますと、ちょうど市街地側を向く形になりますので、

その駐車場側の方には、市街地ですね、市街地にある施設であったり、お店であったり、そういったものを表示してですね、どの店が、食堂がどこにあるだとか、他の施設がどこにあるかっていうのを示していきたいなというふうに考えているところです。逆にですね、遊具の方から駐車場側の方、まあ車の方に戻る際にはですね、そちらの方向、一応村内の全域図というか、そういうのを配置してですね、村内の施設、道の駅であったり、モーターパークであったり、村内農村地区における食堂であったり、そういったものを案内できるような形にしていこうというふうに考えているところでございます。サイズにつきましてはですね、ちょっと柱とかもあるんですけど、板面のサイズとしましては横2 m40 cm、縦がですね1 m30 cm程度のものの板を使って、そのようなものを表示しようというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

今のお話聞きますと、たいした大きいものではないんですね。せっかくこういう看板を建てるんですから、今天気が良くて、日曜、土曜日はかなりの交流人口があるということで、利用されているってことなんで、こういった看板を利用した中でね、村内のPRができればいいと思うんですけども、こういった小さい看板であればそういった施設の、例えば電話番号とか、そういったものは入るっていう余地はないんでしょうね、たぶんね。

議長
企画政策課長

高橋企画政策課長

まだ詳しいデザイン等決まっておりますが、今少し考えているところでは、最近の方々、特にあの、公園に来られる若いお母様方とかそういった方は、皆さん最近スマートフォンという電話というか携帯をお持ちであります。それを使ったですね、QRコードというちょっとバーコードみたいなものなんですけれど、そういうのも貼り付けてですね、それを読むことによってお店の電話番号だとか、そういう開店時間だとか、定休日だとか、そういうのもわかるようなことが出来ればな、というふうには考えているところですが、今議員が言われたみたいですね、ちょっと板面がある程度限られてますので、そこら辺、そういった最近のアイテムなどの利用も考えながら、ちょっとデザインをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

そういったことを加味しながらデザインをして、村のPRになるように作っていただきたいと思います。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

教育関係ばかり質問して申し訳ないんですけども、ちょっとあの、15 ページですね、教員住宅の維持管理経費の関係の追加予算ってい

う形で 300 千円みてるんですけども、ちょっとこれだけじゃわからないっていうよりも、今の教員住宅の充足率も含めて、それと多分小学校の関係の住宅は、校長なり教頭の公宅になるんでしょうけども、それが使えるとか使えないとかっていう話も聞いている中でですね、ちょっと教員の今の入居率とですね、今の施設の管理をしていかなきゃならない部分の粗々の状況等あればちょっと、お繋ぎいただければありがたいと思うんですけども。

議長
教育次長

新関教育次長

現在のですね、教員住宅の状況ということですけども、更別小学校は 13 戸ありまして、その内入居者は 10 戸になってます。上更別小学校は 2 戸、校長、教頭住宅ということで 2 戸入居されてます。中央中学校はですね、7 戸あるうち、7 戸ということで全部うまっているというような形で、昨年、前年度から見ますとトータルで 4 戸ほど増えているという形になります。今回修繕費、こうやって出させてもらっているんですが、そのように 4 戸分ですね、多く増えたというようなことで、しばらく空いて、入ってなかった住宅だとかがありまして、どうしても水回りですね、ボイラーですとか、ちょっといかれちゃったものがありまして、これも先ほどのようにですね、当初ある程度予算組みしてたんですけども、ちょっと思わぬものの修繕が出てきて、時期がまだ 4 月、5 月の段階であったものですから、また今後ですね、入居者の責任ではないような修繕が出てきた場合ですね、困るなというふうなことで、今回その分の補正をさせていただいてるというような形になっておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

議長
1 番安村議員

1 番 安村くん

今、ちょっと聞きたかったことっていうのは、もう 1 つありまして、基本的に今、上更別小学校、中学校については全戸、充足されているという形で、今説明があったわけですけども、小学校の 13 戸の内 10 戸という説明がありましたけども、その 3 戸については居住する可能性っていうよりも、居住できるような状況なのか、それとも居住できないような状況なのかも併せてちょっと説明をお願いしたかったわけなので、その点の付帯説明もお願いしたいというふうに思います。

議長
教育次長

新関教育次長

申し訳なかったです。更別小学校の方はですね、3 戸空いてるんですけども、その内 1 戸はですね、旧校長住宅というか、かなり大昔の三角屋根のがありまして、こちらはですね、かなり元々の建物が古いプラスですね、昭和 51 年の建物ですね、なってますけれども、実際はもう取り壊す考えはあります。ただまあ、予算の関係もありまして、今ちょっとそのままになってるんですけども、今の時点では、入居させる予定はありませんので、実際、今 2 戸が空いてる状態で、こち

		らは完全に住める状態にはなっておりますので、そのような状況であります。以上です。
議	長	よろしいですか。他、質疑どうですか。 質疑ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わらせていただきます。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 46 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 21、議案第 47 号、平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	西山村長 議案第 47 号、平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。平成 27 年度更別村の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表、歳入歳出予算補正」によるものです。いうことですね、事業勘定の、いきまして、1 ページ目、第 1 表、歳入歳出予算補正というところをご覧ください。款 1 介護保険料、項 1、介護保険料、49,575 千円、補正額 346 千円、計 49,229 千円、款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金 55,897 千円、補正額 346 千円、計 56,243 千円、1 一般会計繰入金 44,173 千円、補正額 346 千円、計 44,519 千円、歳入合計 296,472 千円、補正額 0、計 296,472 千円となっております。27 年度ですね、第 1 号に関する説明書、事業勘定、2 ページそしてですね、3 ページ、歳入はお目通しください。4 ページをご覧ください。介護保険料、款 1 介護保険料、補正前の額 49,575 千円、補正額 346 千円、計 49,229 千円、項 1 介護保険料 49,575 千円、補正額 346 千円、計 49,229 千円、目 1 第 1 号被保険者保険料 49,575 千円、補正額 346 千円、計 49,229 千円、現年度分、金額 346 千円、というふうになっております。下の方にいきまして、款 7 繰入金 55,897

		千円、補正額 346 千円、計 56,243 千円、項 1 一般会計繰入金 44,173 千円、補正額 346 千円、計 44,519 千円、目 4 低所得者保険料軽減繰入金として、補正前の額 0 円、補正額 346 千円、計 346 千円、現年度分というふうになっております。これはですね、先ほどのですね、議案 43 号およびですね、補正予算第 2 号にありましたとおりですね、低所得者層のですね、軽減措置分を減額し、そして繰入金その分をですね、繰入金としてですね、増やしたというものであります。以上ご説明申し上げ、ご審議の方をよろしくお願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	5 番上田さん
5 番上田議員		ちょっとわからなくて聞きたいんですけど、今回の補正に関してはですね、今説明聞くと財源補正かと思うんですけども、その際に歳出の方でも財源の出入りがあると思うんですけども、その点はいらないんでしょうか。
議	長	安部保健福祉課長
保健福祉課長		財源補正の場合、特定財源という形になると思いますけども、介護保険においては、この入ってくる分についてはですね、すべて一般財源ということで、財源補正という形ではないもので、歳入の減額と追加という形で、今回提案させていただいております。以上です。
議	長	他、質疑ございませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	はい、質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 47 号、平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 22、意見書案第 5 号、平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん
7 番本多議員		提案理由を申し上げます。平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する

る意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層であるワーキングプアの解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものです。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の雇用戦略対話において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をいたしました。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たり必要な措置を講ずるよう求めるため、別紙意見書を、上田議員の賛成を得て提出するものでございます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり) |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり) |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。
これから意見書案第5号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。
おはかりをいたします。
会議規則第9条、会議時間の延長について、おはかりをいたします。
この際、議事の都合により、本日の会議を延長したいと思います。
これにご意義ありませんか。
(異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。
したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。 |

議	長	日程第 23、意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 28 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 6 番 村瀬さん
6 番村瀬議員		義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 28 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっていることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ復元するなどの制度改善が極めて重要であります。今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、教職員定数改善の概算要求は見送られました。また、教職員の定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び 30 人以下学級の早期実現が不可欠です。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求めるため、別紙意見書を、安村議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 28 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議長

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第24、意見書案第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 高木さん

3番高木議員

意見書案第7号、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。道教委は、新たな高校教育に関する指針にもとづき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。新たな高校教育に関する指針にもとづく配置計画がすすめば、北海道の高校の約43%がなくなることになり、地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことを求め、別紙意見書を、太田議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案の理由といたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。
		日程第25、意見書案第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		1番 安村さん
1番安村議員		地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。しかし、経済財政諮問会議においては、平成32年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入、歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことを求め、別紙意見書を、織田議員の賛同を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (意義なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議

長

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

おはかりをいたします。

議事の都合により6月10日から6月14日までの5日間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、6月10日から6月14日までの5日間、休会することに決定をしました。

以上で、本日の日程は全部終了させていただきました。

本日は、これをもって、散会をいたします。(17時12分)